

議 事 日 程

令和４年第２回浜中町議会定例会

令和４年６月８日 午前１０時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第 1 号	森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 7	報告第 5 号	令和３年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第 8		一般質問
日程第 9	議案第 38 号	浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 39 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 40 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第 12	議案第 41 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第 13	議案第 42 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について
日程第 14	議案第 43 号	釧路公立大学事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に関する協議について
日程第 15	議案第 44 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 1 6	議案第 4 5 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 1 7	議案第 4 6 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 8	議案第 4 7 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 9	議案第 4 8 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 0	議案第 4 9 号	財産の取得について
日程第 2 1	議案第 5 0 号	令和 4 年度浜中町一般会計補正予算（第 2 号）

(開会 午前10時00分)

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、令和4年第2回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番前田議員及び7番成田議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

8番三上議員。

○8番（三上浅雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から9日までの2日間とした
と思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) おはようございます。本日、第2回浜中町議会定例会に議員全員

のご出席をいただき誠にありがとうございます。

先の議会から本日までの主な行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 皆さんおはようございます。先の議会からこれまでの教育行政の主なものについてご報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 行政報告を終わります。

◎日程第6 発議案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 発議案第1号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（内村和樹君） (発議案第1号 朗読もあるも省略)

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって本案は趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 報告第5号 令和3年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の
報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 報告第5号を議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第5号「令和3年度浜中町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告」について、提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費につきましては、令和4年第1回定例会において、「道自治体情報システム協議会負担金」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助」、「乳製品地域応援事業」、「霧多布港漁船捲揚施設修繕」、「国直轄港湾整備事業管理者負担金」、「防災行政無線整備工事」、令和4年第1回臨時会において、「住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業」、「子育て世帯臨時特別給付金事業」、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」について、事業の性質上いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に完了しない見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の承認をいただいたところであります。この度、翌年度への繰越額が確定したことから地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調製し報告するものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 本件に対し質疑があればこれを許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで報告を終わります。

◎日程第8 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第8 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 通告に従い一般質問を行います。質問事項は、大きく3項目であります。最初の質問事項は、改正特措法で始動する避難施設建設のスケジュールについてであります。質問の内容は、千島海溝沿いを震源とする巨大地震への対策を強化する改正特別措置法が、5月13日の参議院本会議において全会一致で可決、成立。政府は特に甚大な被害が見込まれる「特別強化地域」を指定し、避難施設整備に対する財政支援を拡充する。指定を受けた市町村が整備する津波避難タワーや避難路などの国庫補助が従来の2分の1から3分の2に引き上げられると報道されておりました。私は、防災対策事業に関し12月と9月定例会で一般質問を行っています。12月は防災施設の整備計画と財源対策の質問で、町長答弁は、仮に南海トラフ特措法と同等の法整備がされれば、町として国の同意を得て津波避難対策緊急事業計画を作成し、この計画により緊急事業を実施していくと。特措法の改正が今議会で決まれば、緊急事業計画を4年度中に作成し、5カ年計画で事業実施は可能。財源対策は、単独事業による緊防債活用100%充当の70%交付税措置と改正後の特別措置法、国庫補助3分の2の補助事業との比較検討を行い、財源的に有利な方向で整備を進めたいと言われました。私はこれを受けて、本年3月定例議会の一般質問で特措法の改正が国会で成立する見通しから、緊急事業計画の作成と財源対策について質問をしております。町長は特措法の改正を見込み、緊急事業計画を4年度中にまとめ、地域との協議、議会にも諮り、国や道の支援を受け事業実施したい。地元負担となる3分の1の財源対策は有利な起債の活用などを国・道に要請行動を行いたいと答弁されておりました。そこで、今後の積雪寒冷対策を含めた避難施設建設に向けたスケジュールなどについて1点ずつ伺ってまいります。

1点目ですが、年内に作成される「津波避難対策緊急事業計画」の事業内容は、総合計画の実施計画と整合性を図る必要があると思うが、いかがでしょうか。これは、現行の総合計画の実施計画には記載がありません。やはり実施する場合は、国の補助事業等をいただくわけですから、整合性を図る必要があると思うのですが、その辺を伺っておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。津波避難対策緊急事業計画につきましては、改正特措法により国は特に著しい津波被害が生じる恐れがあり、津波避難対策を特別に強化すべき地域を特別強化地域に指定し、この指定があったとき市町村は、津

波避難対策緊急事業計画を作成することができるとされてございます。この緊急事業計画は、津波から避難する避難場所及び避難経路の整備、集団移転促進事業など緊急に実施する事業計画でございまして、原則として各事業の事業内容、事業費、実施年度を定めるものとされてございます。計画の策定は、現時点では避難困難地域などにおける避難施設の整備、高台への避難路、避難場所の整備などが想定されておりますけれども、具体的な内容については、現在議論しております浜中町津波避難困難地域の避難対策検討会の内容も踏まえて、対象地域と協議などを勘案しながら策定する予定でございまして、総合計画の実施計画との整合性を図る必要があるというご質問でございましてけれども、津波避難対策緊急事業計画は法律上の定めはございませんけれども、南海トラフ特措法では、法律施行後の翌年度を初年度として、概ね5カ年の計画として作成されているということでございますので、これを千島海溝特措法に当てはめると、令和5年度から9年度までの5カ年の計画として考えてございます。総合計画の計画期間というのは、令和11年度末となっておりますので、総合計画、実施計画、緊急事業計画の期間との関係もございまして、この総合計画の実施計画の前倒し、あるいは新たな避難対策として盛り込む事業がある場合は、実施計画の毎年のローリングはございまして、それにより変更をかけていくというものでございます。いずれにいたしましても、総合計画の実施計画と整合性を図りながら事業を推進していくと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 端的に総合計画と連動して、やっていくという答えが出れば、それでよかったのですがけれども、詳しくご説明いただきました。ちなみに、この総合計画の実施計画書を私持っているのですがけれども、この中の「災害に強く町民に寄り添ったまちづくり」ということで防災体制の整備の中に位置付けがされてくると思うのです。それで、今後の避難困難地域の避難対策検討会と言いましたよね。それで、ある程度具体的に出てくるタワーの建設とかについて、実施計画の中に建設する基数が3基であれば、3基を同一年度中に設計委託を出すべきだと私思うのです。国の特措法をもらうわけですから、一気に3基分をやることによって経費の節約。設計の中で共通経費が出てきますよね。そういう部分はそれぞれ3つばらばらにやると、それぞれかかるわけだから一緒に作ってしまう。そして、国の補助対象にするというようなことの方が効率的かなと思っていますので、設置はそれに基づいて段階的に年度ごとに一基ずつ作るだ

とか、それは構わないと思いますが、その辺の検討をしていただきたいと思います、
どうですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。タワー等の実施計画を行う年につき
ましては、議員おっしゃいますとおり、まとめてやる方が安価で済むという考えもござ
いますので、そういう方向で考えていきたいと思っております。ただ、この計画自体は道との
協議、あるいは国の承認をもらわないとなりませんので、こちら辺も踏まえて対応して
いかなければならないことは承知願いたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 十分その辺検討して進めていただければ、それで構いませんの
でよろしくお願ひしたいと思います。

2点目に移らせていただきます。避難困難地域である新川西・仲の浜・琵琶瀬親睦地
区は、避難タワー建設候補地と選定しておりますが、住民との協議は被災しても人命最
優先を基本に地域の特性を踏まえながら、多くの住民の意見交換を望むわけです。そこ
で、いつ、どこで、どのような内容で行うか伺っておきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。津波避難困難地域の避難対策につ
きましては、先ほど来お話ありました専門家を加えました浜中町津波避難困難地域の避難
対策検討会で現在議論をしております。この検討会につきましては、今後議論の内容
の取りまとめを行い、7月中をめどに報告書として町長の方に提出をしたいと考えてご
ざいます。一方で、北海道につきましては、道防災会議の地震専門委員会において6月
末をめどに市町村ごとの被害想定を公表するとしてございます。町といたしましては、
大きな被害が想定されます町内の被害想定と検討会の報告の内容について、関係する住
民の方々に説明する場、直接意見を伺う場として説明会の開催を考えてございます。具
体的には、報告書が提出される8月以降の開催として、関係する自治会、町内会単位で
の説明会、意見交換会を考えてございます。その後、協議内容については、今後の防災
対策に反映させていくというところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） いつ、どこで、どのような内容で行うのかという部分が、肝だ
ったのですけれども、津波避難困難地域の避難対策検討会は道の総合研究機構の北方圏

地区総合研究所の防災担当研究員とか、建築担当研究者、町の建設課、防災対策室の職員等で構成されている組織だと思うのです。12月定例会で聞いた中身としては、津波避難施設建設の青写真や避難対象人員に対する避難施設の規模事業費の検討、避難困難地域の基準水位が7mから9mあるわけだから、10mくらいの避難タワーの概要、事業費、構造を含め検討しているという話でした。多分、今説明を受けたのと同じだと思うのですけれども、それを7月中にまとめるということですよ。それで、専門家会議は専門家会議でいいのですけれども、やはり地域の声を先に聞くということも大事なことかと思っていたのです。取っかかりとして、こういう専門家会議でこの地域にはこういう規模のタワーが必要だよと。地域として例えば7から9mぐらいであれば、それプラス4mくらいの高さということが、相当前の話でも、設計をどこかに委託して作ったことがありましたよね。その場合は4m加算するという数字も出ていましたから、その辺も含めて7月にまとめる段階で考えていただければと思います。道が6月中に市町村ごとの被災想定を出すという話ですから、これらも含めて地域に説明されるということで理解をしたいと思います。説明会は8月以降ですけれども、地域については、正昆布の盛漁期になりますので、夜に開催するにしても、夜やってどれだけの人が集まるのかなという部分もありますから、その辺どのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず、説明会を実施する時期でありますけれども、8月とお答えいたしました。検討会の報告内容がまとまりましたら、説明会を極力早目に対応していきたいと思っております。例えば7月の下旬だとかも可能なのかなと。7月中にまとまれば、7月の下旬からでも説明会の開催は可能であるとと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 一般質問なので、何回もできるのです。ですから、そこで内々に発言することは控えてください。

○防災対策室長（石塚豊君） それともう一つ、開催の時間とかはコンブ漁もございまずので、地域の事情に応じて対応していきたいということでありますので、例えば当初日程を決めていても、その日天候が悪くて、コンブの乾燥機があるだとか、そういう場合はその日実施しないで別な日に設定するだとか、柔軟な対応をしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 今の最後の話で結構だと思います。柔軟に対応していただけないと、やっぱり地域の自治会長さんと常に連携を密にしながら、説明会の時期を定めていただきたい。時間帯も含めて。

3点目に入りたいと思います。地域との協議内容と意見交換の概要は、どのような方法で公表されるのか。パブリックコメントを求めることについての考え方を聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。地域との協議内容の公表でございますけれども、予定しております説明会につきましては、先ほど来出ているとおり、北海道の被害想定と津波避難困難地域の検討会の報告の取りまとめた内容の説明が中心になると考えてございます。内容について、今回、地域の説明会の中で意見交換をしようと考えてございます。意見交換の内容について、現時点では公表する予定はございません。この協議内容については、今後の防災対策に反映していくと考えてございます。パブリックコメントにつきましては、今後、町が作成する津波避難対策緊急事業計画などにおいて、策定段階でコメントを求めることは可能だと考えてございますけれども、この策定においてやはり所定の手続、国・道とのやりとりを踏まなければならないということ、こういう時間的な課題がございますので、実際の実施する、しないの可否については、今後検討していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 地域との協議内容の関係ですけれども、説明としては十分わかります。というのは、この3地域と多分やりとりをすることになると思うのですけれども。私が思っているのは、3地域だけの問題ではなくて、浜中町の全体として津波避難に関して周知をしておく、例えば何年度にあそこにタワーができるのだよということを全町民に知らせることが大事なことかなと思っています。というのは、道内にも本当に津波避難施設が少なくなっているのです、いついつを目標にして何基できるのだということが、知らされるということも大事かと私は思っています。室長が言われるように、3地域との意見交換ですから、検討会で話されたことがちゃんと地域におちていくと。それから北海道が示した被害想定もしていくと、それに基づいて地域からいろんな意見が出てくる。それを吸い上げて計画の中に反映するということが、大変なことだと思います。

す。それはそれとしてぜひやってほしい。パブコメも地域とのやり取りですから、それを公にして意見をもらうことについては、私は室長の言うとおりでと思いますので、それは認めます。そんなことで進めていただきたいと思います。

4点目に入ります。避難タワー建設の実施設設計についてですけれども、観光客への展望機能や集会施設など多目的用途を持たせた設計とすべきと思っています。4月23日の新聞報道でありますけれども、高知県の黒潮町は観光や賑わいづくりに展望施設とか観光交流施設として、施錠しないで開放して使い、自由に出入りしていると話が出ていました。高齢者の散歩の一つになっていて、あそこは12mで日本一の高さですから、上まで上がるのに3分ぐらいかかるそうですけれども、結構好評らしいのです。あとはもう一つのところは、地域の物産を売っている、言ってみれば、道の駅みたいに施設と2階あたりを繋いで、避難施設に逃げられるようなものもあるようです。そういう多目的の利活用をして、観光客なり、地域の住民の人たちが買い物もできたり、コーヒーを飲めるとか、そういう施設があれば活性化に役立つのかなという視点からの質問ですので、そういった設計を持たせる考え方があるのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。多目的用途を持たせた設計ということでございますけれども、現在、検討会の中で複合施設か単独避難施設かという議論を行っている状況でございます。内容といたしましては、やはり避難施設だけであれば、遊休施設となってしまいます。遊んでいる施設となってしまいますので、普段使いする施設という考えとして整備をするということもあります。逆に、避難施設に特化すべきだという意見もございます。いろいろ両方の意見ございます。それぞれ、メリット、デメリットがあると思しますので、多目的用途の必要性、あるいは、使いやすさ、構造上の課題、耐久性だとか、津波に対してどうなのかという部分、それと事業費、この部分が焦点となってくると考えてございます。今後、検討会の内容と地域との説明会を踏まえて、町として適切に判断していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 適切な答弁をいただきました。私が思うのは、町長も前から言っている、道の駅をつくるという構想は、過去にありましたよね。今町内の商店街がすごく疲弊してきていると。そういった意味でも、町の活性化のために複合的な要素を持

った避難ビルまではいかないけれども、そういったものをつくったら人口も増やせると
いうか、来てくれる人たち、買い物に来てここの町いいなと、ここに住みたいなという
ようなこともあるのかなと思つての発言なのですよ。それで、この庁舎は51億円の総
事業費で緊防債48億円くらいでできましたよね。それからみれば、例えば1基3億円
にしても、3基で9億円ですよ。そのうちの3分の2が国の補助をもらえて、残りの
3分の1が一般財源になるわけです。次の5点目の質問とも被るのですけれども、高知
県の場合は県が全部負担したということもありますけれども、やり方としては、道に出
してもらうだとか、緊防債の対象にして、70%を交付税で返してもらう形にすれば、
複合施設はちょっと金は高くなるかもしれないけれども、ただ、遊休化させるよりは、
いいのかなということですので、ぜひ検討会において、その辺を議論していただければ、
これ提案ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5点目に移らせてもらいます。避難施設建設の財源確保は本当に大変なことだと思つ
ています。国庫補助は3分の2に拡充されましたけれども、残る3分の1は先ほど言っ
たように、町村にとって非常に重いわけです。国・道に財政支援、緊防債の活用などを
求める要請活動はいつ頃になるのか伺っておきます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。改正特措法によりまして、補助事業
の補助率が3分の2ということになりますけれども、3分の1は町費の負担ということ
でございます。残りの3分の1は地方債の充当という部分考えられますけれども、現在
で考えられている部分は、地方債の公共事業等債というものがございまして、これを充
てるというようなことでございます。充当率、あるいは交付税算入率ともに緊防債より
も低いと考えてございます。南海トラフの特措法の指定地域では、先ほど議員おっしゃ
いましたとおり、3分の1を県が持ったということもございまして、北海道につ
きましては、現在年内に被害を軽減するための防災対策と減災目標を北海道で設定する
予定でございます。その対策の中で、北海道の支援を期待したいと考えてございます。
また、国に対しましては単独事業で現在活用しております緊防債を補助事業でも活用で
きないかということでありましたけれども、そういうことも必要でなかろうかと考えて
ございます。この津波避難対策緊急事業を実施するとなれば、多額の財源が必要となる
ということで、町といたしましては計画の策定と並行して、財政制度の要望についても
関係する市町村とも連携を図りながら進めていきたいと考えてございます。なお、個別

事業に対する国・道への支援の要請行動については、現時点では具体的な時期・内容は現時点では申し上げられませんけれども、事業内容・計画が整い次第、支援が必要というのであれば、要請行動について前向きに検討したいと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 最後の答弁の部分が、非常に気になりました。必要があればという話ですけども、必要がない場合というのは、どういうことが考えられますか。必要ないということは、順調に国の3分の2の補助をもらって、残りの3分の1を県が持つだとか、例えば町に代わって県が3分の1を緊防債を借りて払っているということであれば、浜中町としてはゼロです。肩代わりするということですから。最近の北海道知事の発言を見ると、国に対して要請していくというだけで、道が町村のために支援しますよということは、言ってないわけでしょう。ですから、私は要望なり要請行動が必要ではないかという話をしているのです。私は3分の1といっても本当に重いと思っていますのです。町長が何年も前からやはり財源対策が一番大事だという話で、財源対策さえ整えばすぐ向かうよと。先ほどから私言っている町長答弁の中身にも、5年間で令和4年度中に計画をつくってということも、先の12月定例会、3月定例会でもきちっと言っているわけですから、その辺を含めて具体的にやはり道が動かないということは、道を逆に支援をするという形で、町から道を動かして、道と一緒にやって、要請活動をするというような仕組みが必要かなと思うのです。町長として、そういうことを行う考え方は今のところ必要があれば、やりますと言っているけれども、必要ないと思っているわけじゃないと思うのです。その辺の考え方、町長の気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 先月13日に私たちが要望していた、日本海溝千島海溝周辺を国がしてくれました。時間がかかったと思います。うちもしっかり要望してここまで来たのです。その要望していた期間の間は、自分たちでできる、道の力を借りてやるところも、積極的に取り組んで今日まで来ました。今回はそれを上回る、もっと巨大なものですから、やっこの3分の2が出てきました。それでもやはり大きな事業ですから、当然、お金を借りることもありますけれども、できたら道にも負担をお願いするということは当然、出てくるのだと思います。それをうちの町だけではなくて、浜中も厚岸も釧路町も管内で言ったら白糠だって当然出てくると思いますし、釧路市だって当然出てく

ると思います。その中で、やはり道の力も借りてこの地域を守っていくことについて言えば、私どもだけの運動ではなくて、管内、そして海岸線を含めた段階での、当然、要請活動に変わってくると思います。となってくると、各町としっかり連携して、市も含めてですけれども、これからうちの方ではここまでやったけれども、これからその部分が足りないのだよという、そういうことも含めて、強く求めていきたいと思っています。また国に対することについては、資金の関係ですとか、そういうお金の関係があるとすれば、それも含めてみんな連携して要望していきたいと思っています。今度やっとな特措法ができましたので、これからの運動は少し変わるのではないかと思います。自分たちだけではなくて、皆と連携して、今までは自分たちの町の事を考えていましたけれども、連携してこれからの要望活動を積極的に進めていきたいし、早急に計画も作っていききたいし、できたらその5年間で終われる、ちょっときついかもわかりませんが、そういう形で今後進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 力強い町長の答弁をいただきました。この5カ年計画ですね。計画をきちっと作って、管内と連携できるところは連携して、要望をしていきたいということですから、ぜひ早く実現できますように、私からお願いをしていきたいと思いません。

2項目に移らしていただきたいと思っています。観光施設の公共施設の整備についてであります。アゼチの岬の駐車場のブロックの陥没などの補修は、町内業者に修繕費用の見積もりを依頼したと聞いておりました。その後はどうなっているのか。加えて、駐車場から下に下りて散策路に向かう角に集水桝があって、その付近の歩道ブロックが破損しているの、併せて補修できないのかどうか。この辺もお聞きをしておきたいと思いません。また、ハマナスロードの植栽桝については、現在、防草シートで黒くなって覆われております。国定公園の景勝地として現状でいいのかなと前から思っておりまして、昨年9月定例会で質問しておりますが、次年度以降にその花の植栽を試行的にやってみたいという答弁がありました。その後の対応について伺っておきたいと思いません。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それではアゼチの岬の駐車場の補修についてお答えいたします。昨年9月定例議会において、1番議員より駐車場からトイレに向かう段差ブロックの陥没についてご質問を受け、その後、担当課によりまして現地を確認させてい

ただ、令和4年度当初予算に計上させていただいたところでございます。補修する内容といたしましては、一つ目に駐車場の縁石と平板ブロックとの間に生じている段差、くぼみの解消。二つ目に岬トイレ前の車いすスロープの段差の解消。三つ目に岬トイレ前のタイル修繕であります。なお、今後のスケジュールでございますが、町内業者とは既に見積もりをいただいて、今週6月10日予定なのですけれども、契約を済ませまして、7月末の完成を目指しているところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（渡部幸平君） それでは、議員の言われる集水桝の関係にご答弁いたします。集水桝につきましては、先日、土木係長の方で現地を確認しております。その後、現在道路の維持補修委託している業者と再度現地の方を確認しまして、現在はその補修に向けた手法について検討しているという状況でございます。協議が整いましたら、補修に向かいたいと考えております。また、ハマナスロードの植栽柵の関係でございます。議員おっしゃるとおり、建設課としましては本年度、植栽升へ花を試行的に植えるということで回答しておりまして、本年度に入りまして準備を進めてまいりました。まず、園芸店にハマナスロード周辺の自然環境が大変厳しいということ、風の問題ですとか、塩の問題ですとかを伝えまして、どのような花がいいのでしょうかということ、率直にご相談してみました。そうしたところ、店主より寒暖差に強く、花が長く楽しめるということで、サルビアはどうでしょうかという助言いただきましたので、本年度につきましては一般的である赤いサルビアと、少し珍しい種類になるかと思うのですけれども、ブルーサルビアという品種でございますので、この2種類を植えてみることにいたしました。本年4月中に注文を終えておりまして、園芸店で苗をある程度の大きさまで育てまして、今月20日頃納品される予定でございますので、到着次第、建設課職員で植え込みを行いたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 二つとも、アゼチの岬の方もそうですし、ハマナスロードの関係についても、当初予算で計上されていたのは、需用費の修繕料だったからわかんなかったです。どうなっていたかなということで、すぐに取り組んでいただきましてありがとうございます。とても観光地として、いい環境になるのだなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。集水桝の件についてはひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

3項目に入りたいと思います。廃校舎の利活用について伺います。浜中町廃校施設利活用検討委員会で、真に住民のためになる利活用に努めると第9次行政改革大綱にありますが、町内全域に、光回線が整備されましたので、例えば、養鹿業者などを含めた企業誘致や芸術家、美術・絵画・音楽・工芸などに特化した人などに活用してもらおう。呼びかけする手立ては、どのように行っているのかをお聞きしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 廃校施設の利活用について、まず、現状についてご報告させていただきますと思います。現在募集しております施設は、旧奔幌戸小学校、旧茶内第三小学校、旧貫人小学校、旧姉別小学校の4施設でございます。利活用の応募対象者は、個人やNPO法人、企業など幅広く民間視点で施設を利用すべく、町のホームページに掲載して募集をしております。過去に団体、また個人からの視察、応募のほか、こちらからの働きかけによりまして、活用について協議があった場合は廃校施設利活用検討委員会において協議をしておりますが、本年度のところは、廃校施設利活用検討委員会において具体的な協議をしている案件はございません。去年の協議した案件をご紹介しますと、校舎をシカの解体施設、グラウンドをシカの放牧施設、さらには地域の人材雇用や特産品の開発なども視野に入れた養鹿業者からの申し出がありました。廃校施設利活用検討委員会におきましても、これらについて2回ほど開催し、協議いたしましたが、いずれも相手方と現場視察を行い、協議を行いました。残念ながら利用するまでには至らなかったという経過でございます。それらを踏まえまして、今後の手立てとしましては、廃校施設の利活用を進めるために個人やNPO法人、民間企業など幅広く利用していただきたく、継続して町のホームページで周知していきたい。さらに関係する部署のホームページから見られるように、リンクを張るなどして工夫をしていきたいと考えております。また、移住・定住の取り組みの一環としてPRをするなど、関係する部署と連携しながら幅広く周知に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 残念でしたね。結果は。2件ほど協議がされたということですが、養鹿業者でもう一歩いければ、それでも、町内のどっかで作られるというようなことから、それによってまた雇用の場ができればいいのかなと思っています。

れども、今答弁ありましたように積極的にあらゆる方法でPRしていただきたいと思
います。それで、PRした結果、廃校舎を利用したいという申し出があった場合、売却と
貸すという方法があると思うのですけれども、条件はどのようになっているか。もし売
却する場合の条件。校舎ですから国庫補助と思いますが、そういう部分とか。あるいは、
貸す場合について、例がありましたらお知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 議員言われるとおり、校舎ですので文部科学省の補助を受
けながら建設しているということであります。文部科学省における補助金制度上の財産
を処分する場合の制限というものが示されておりまして、まず、施設を有償により貸
与・譲渡する場合がありますが、国庫補助金の事業完了後10年以上経過したものであれば、
国庫納付金を納めなければならないと。しかし、国庫納付金相当額以上の金額を基金積
み立てすることによって国庫納付金を免除されるということがあります。また、逆に無
償により貸与・転用・譲渡する場合は報告をもって承認があったものとみなされるとい
うことで、国庫納付金の返還がないとのことであります。このことから、有償による貸
与や譲渡の場合は、納付金の返還や基金の積み立てということがありますので、私ども
としましては、旧琵琶瀬小学校のように、NPOに貸し出ししておりますけれども、使
用者に対して無償に貸与することと、それと、電気料や水道料などの維持管理費におい
て、使用者が負担していただくということを廃校施設の利活用において基本的な要件に
なってくるのかなと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） わかりました。以上で終わります。

○議長（波岡玄智君） 2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 通告に沿いまして2点について質問させていただきたいと思
います。まず1点目であります。津波避難訓練のあり方ということで、お考えを伺いた
いと思えます。先ほど1番議員の一般質問にもあったとおり、国の改正特措法が成立し
たことによって、新たな道が見えてきたかなと思っております。それで、町としては、北
海道が公表した千島海溝型地震による津波浸水想定に基づき、この度、町防災計画及び
町津波避難計画が改正され、示されております。この内容につきましては、細かいこと
は申しませんが、一部現状認識と違った表現もあるかなと思っておりますし、今
後それらについても、必要な見直しを行いながら、より現実に合ったものになっていく

ものと理解しております。この特措法の改正によって、今後、懸案であった津波防災減災のハード事業が加速していくものと期待しております。そうあるのだろうと思っております。その上で、今回はハードではなく、ソフト対策として最も重要であろうと思われる津波避難訓練のあり方について、町の考え方を伺いたいと思っております。まず最初に、昨年度中に浜中町防災会議委員が数回開催されているのだろうと思いますけれども、この開催状況と主な協議内容について、お示しいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。浜中町防災会議は、災害対策基本法に基づきまして設置されている機関でございます。浜中町地域防災計画の作成、浜中町の地域に係る防災に関する重要事項の審議などを目的として設置されているというものでございます。令和3年度につきましては、年度末の3月28日に開催され、議題といたしまして、浜中町地域防災計画の修正、浜中町津波避難計画の修正を行ってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 3年度中はこの1回のみということで。その中で今回の計画等の改正が行われたと理解したいと思っております。新聞報道でございましたけれども、本年10月に関係機関と多分連携されるのだと思うのですけれども、浜中町総合防災訓練というものが実施されるというような報道がございました。10月を予定しているということでもありますけれども、通常の避難訓練と当然違ったものなのだろうなと思っておりますので、総合防災訓練の規模及び内容、10月ということですが、実施時期等が示されるのであれば、示していただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。浜中町総合防災訓練につきましては、先ほど言いました浜中町防災会議におきまして、令和4年度の防災事業の中で10月に浜中町総合防災訓練として、示させていただいたところでございます。これは町の災害対策本部の機能強化と災害対策に当たる関係機関との連携強化を目的として開催するもので、具体的な日程、内容、規模等については、今後検討していくという形になります。現時点では災害対策本部訓練として、図上訓練、情報収集、伝達訓練、こういうものを想定しておりますし、関係機関との機能強化につきましては、情報共有訓練、連携訓練、こういうことを想定するということでございます。その中で何より各関係機関

担当者同士の顔の見える関係構築を図るということを訓練の最大の目的にしたいと考えてございます。また、新庁舎、あるいは防災広場を活用した訓練も可能であれば、実施していきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） もう少し具体的な内容が詰まっているのかなと、10月です。関係機関との調整も考えれば、もう少し詳しい内容が聞けるのかなと思っておりますけれども、以前これについて私は質問してございまして、今室長おっしゃったとおり関係機関との顔の見える関係を普段から作っていくこと、これの重要性というものについて答弁がされております。その上で、いざというときに、やはり頼りになるのは、自衛隊という組織になるのだと思うのです。それで今回実施される防災訓練の中に、自衛隊の関係者の方、今言ったように防災広場と、例えば、防災ヘリがとまるにしても、専門家が見る上で色んなものが見えてくるという思いもありますので、参加いただける組織と具体的に現在協議されている、例えば、了承をもらっているというものがあるのであれば、再度示していただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。具体的な内容については、まだこれからということでございますけれども、自衛隊、あるいは北海道、開発局の方には、こういうことをするので協力願いたいというお話はさせていただいているところでございます。ただ、具体的な日程だとか内容だとかについては、今後という形になります。それでイメージといたしましては、やはり以前平成26年頃に内閣府が浜中町で行った防災訓練がございました。確かゆうゆで行って、その時は自衛隊さんに車両を出していただいたり、その輸送訓練なり、あるいはあの時は自衛隊さんが炊き出しを行ってくれたというようなこともございました。また、令和元年には、北海道が訓練を行いましたけれども、この時も道の防災訓練を浜中町で行った時に、自衛隊さんに協力をいただいたということもございますので、イメージ的にはそのような形で考えております。また、自衛隊ですので、ヘリコプターなりそういうものの、例えば、防災広場での離発着だとかできればお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 総合防災訓練につきましては、毎年開催するというような、性質のものには多分ならないのだろうと。ですから、せっかくできる機会ですので、より

多くの関係者の方と当然、担当課長だけでなく、理事者等とも面識を持ってもらうということも大事ななと思っておりますので、ぜひそれらも含め進めていただきたいと思います。3.11東日本大震災から11年が経過しました。私の記憶の中にはテレビの映像、防潮堤を越えて車両なり家屋が流されている映像は、今でも記憶に新しい、鮮明に覚えております。それで、お聞きしたいのは、今回もこの5月に避難訓練が実施されましたけれども、3.11以降10年間の避難訓練への関係者、職員だとか、消防署員を抜いた一般住民の参加率の推移、また、わかるのであれば、大まかでも構いませんので年代別の参加率等を示していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。東日本大震災以降の津波避難訓練につきましては、震災の年も含め令和2年を除き毎年実施してございます。一般住民の参加率の推移でございますけれども、震災直後の平成23年17.9%、平成24年32.1%、この時が過去最高を記録してございます。その後、平成25年23.8%、平成26年20.2%、平成27年23.3%とここまでは20%台で推移してきたというところでございますけれども、その翌年の28年には15.5%ということで、天候も悪かったというのもあったらしいのですけれども、震災後最低を記録したというところでございます。その後、29年に16.9%、30年に16.4%、令和元年18.5%、令和3年16.4%、今回が18.6%となっております。近年につきましては、16%から18%台で推移しているという形になります。それで、この結果を見ますと、震災直後の5年間では平均が23.5%、最近の5年間の平均で17.4%でありますので、この間に6.1ポイントほど低下してきているという状態になっています。ただ、震災前の5年間の数字もございまして、震災前の5年間で12.6%という状態でございますので、そのときと比べれば現状においてもまだ高い数値となっていると捉えてございます。震災前の5カ年の平均が12.6%。震災前のです。そういうことで、それよりは現在はまだ高いというところでございます。それと、年代別でございますけれども、今回、令和4年度の避難訓練の年代別ということで、避難者を100とした場合の構成でございますけれども、10歳未満が4%、それと、10代が1.8%、20代が2.7%、30代が5.9%、40代が7.4%、50代が15.5%、60代が27.3%、そして、70歳以上が35.4%という形になってございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 全体の参加率は、先ほど震災前から比べると高い数字であると申しあげましたけれども、総じて高いとは言えない数値かなと思っております。その上で、年代別ではどういう参加率になっているのかなと思いましたが、伺いました。当然、過去の経験等も踏まえ、高齢者の方というのはそれなりに危機感を持って訓練されているというものが改めてわかりました。逆に、その当時を経験していない年代という方は、やはり参加率が低いのかなということが見えてきたかなと理解いたします。これについては、後ほどまた伺うかもしれませんけれども。次に今回細かく、通告書を出しておりますけれども、通告書の内容には入っておりませんが、一つ気になるのが、避難時の要支援者の方の訓練というものについて、どうなっているのかということもお伺いしたいと思います。と言いますのも、例えば、その地区におきましてAさんがBさんという援護が必要な方を迎えに行くことになっているという決め事がされているべきであろうし、そうなっているのかなと思っておりますけれども、例えば、このAさんの避難訓練をするに当たって実際にBさん宅に行って、足の悪い方だとか色んな方がいらっしゃると思いますので、その方を訓練に参加させるというのはかなり難しいのかなと思っておりますので、せめてBさん宅の前に行って、その方を車に乗せるまでの時間を加味して、それでAさんが避難をするという、こういう現実に応じた避難訓練というのは実施されているのでしょうか、現状。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。避難訓練におけます要支援者の訓練の関係につきましては、町において特に把握はしてございません。お話を聞きますと各地域で、例えば、車で避難する避難訓練がある地域でありますと、支援をする予定の方を車に乗せて避難訓練に参加されるとか、そういうお話とかは聞いておりますけれども、町としてはその関係について具体的に把握はしていないという状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 把握はしていないと。これは相当前にも伺っております。ただ、要支援者の方の名簿を、福祉が担当になると思うのですけれども、その方たちの名簿を各町内会・自治会にお知らせして、そして対応をお願いしているというのが現状であると思います。それが多分現実的な対応だと思うのです。ただ、そこを把握されていないというのはいかがなものかなと。町が主導する形で行っている避難訓練の中で、

少々それは手討ちじゃないのかなと思うのですが、あくまで住民に任せているので、そこは把握する必要はないという考え方なのか。それについて現状の認識を再度聞きたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えします。要支援者の関係について、この避難訓練に関しましては、先ほど言いましたとおり、現状では把握していないということでございます。把握する必要があるのではなかろうかという部分でございますけれども、この部分については、やはり地域にお任せしているという実態もございますし、町としては訓練時において、そういう対策を立てるといふ部分については、まだそこまで訓練の内容が整っていない部分もありますので、将来的には課題としていきたいと考えてございますが、現状としてはそこまで進んでいないというところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 時間も無くなりますので、これ以上については伺いませんけれども、せっかくやる訓練でありますので、やはり実態に即した形で実施されてこそ、この訓練の成果が出てくるのかなと思っておりますので、今後の検討課題とおっしゃいましたので、検討していただきたいと思っております。

前段聞きました、参加率、年齢別も含めてですけれども、決して高い参加率とは言えないのが現状であろうかと思います。その認識については、先ほど震災前から見ると向上していると。震災直後の5年間くらいは、20%台であったと。5年経過して今18%台くらいに落ちているというこの現状の認識ですね。他の自治体と比べても高い方だという考え方ではないのだろうと思っておりますけれども、参加者が向上していかない、むしろ減っている要因はどのように担当として考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えします。訓練参加者が向上しない要因でございますけれども、詳しくは調査してございません。ただ、さまざまな要因があらうかと考えてございます。強いて言えば、東日本大震災から10年以上経過いたしまして、防災意識の希薄化、風化、こういうものがあるのだろうと考えてございます。先ほど議員おっしゃいましたとおり、震災を知らない世代も社会に出てきている状況もございますし、また、災害に対して自分は大丈夫だという俗に言う正常性バイアスと言われる心理特性もあると。その延長線上で訓練には参加しなくても大丈夫だという考えもあるかと思っ

てございます。また、5月24日ということで固定しておりますので、平日の早朝に訓練を行うことが多いため、時間帯的に参加できない方もいると思います。この参加率の課題でございますけれども、その他さまざまな要因があると思いますけれども、やはり我々としては、参加率も訓練の一つの課題という捉え方はしているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 意識の低下というか、そういうものもあるというお答えでありましたけれども、間違いなく3.11の直後は、担当も含めてそれは凄い衝撃を受けた。これは間違いなことだと思っております。今回、五百数万円かけてCG映像を作って意識の啓蒙を図るということでございます。これにつきましては、防災教育の資料ともなるのでというお答えもありましたので、この是非については問いません。ただ、危機意識を普段の生活の中で持ち続けることは、容易なことではないのだろうと私自身、自分のことを考えてもそう思います。ましてやその危機意識だけで避難訓練に参加することを出ていくことも、これまた難しいものなのだろうなと思います。でも、やらなければならない。やるべきであるし。ただ、現状の8割弱の方が訓練には参加されていないというのが現状であります。行政として担当課として、地区ごとの避難経路を作成したり、避難のルールを策定したり、いかに迅速に避難できるかということに取り組んでいる中で、約8割が参加されないという避難訓練の現状をみたときに、いざという時に経路、ルール等を守ることができるのでしょうか。私はかなり混乱するであろうし、いざという時には逃げるといふ方も当然いらっしゃる。だから訓練はいいのだという方もいらっしゃると思います。いかに早く逃げられるかということを考えて、ルールなり、制度なりを住民と協議した中で作っているわけでありまして。ですからやはりそれは、相当数周知されて守っていただかなければ、避難計画そのものが狂ってしまうということになるのだと思うのですけれども。担当としては、避難訓練に参加する方が少ない現状を今言ったように、いざという時にこういうルールが守られる、大丈夫だというふうに今認識しておられるのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 避難訓練に関してのご質問でありました。避難訓練の参加率が、8割が逃げていないということも含めるとすれば、やはりこの災害の訓練というのは少しでも人の命を守るということでずっとやってきました。本当は70、80%あればい

いかなと思っけていますけれども、このことに関して言えば、訓練をやり続ける、そして訓練の必要性を伝える、そして自分の命はしっかり自分で守ってもらうとずっと言われてきていますし、これからもそうだと思うのです。確かに率が良くない、上げたいと思っけています。ただ、周りからすると、最初の質問もありましたけれども、防災ということから言うと、ある程度のものできています。例えば、防潮堤の関係ですとか、避難道路の関係ですとか、避難施設も含めて安全なところに作ってくれたとか、何か変なところで安心感もあるのかなと思っけています。ただ、この訓練だけを言うとしたら、もし来たら困るから練習をしている、その練習ができなかったらだめだよということはしっかり私も思っけていますし、それを肝に銘じてこれからも参加者を上げていくことも含めて、私たちの最大の課題だと思っけています。ハードでやる、そしてソフトでもしっかりやっていく。そのためにはどうしたらいいのかということも含めて、今後の大きな課題ですし、これからもずっと続く浜中町、霧多布の漁村部にある津波に関して言えば、継続される課題だし、そういうことだと思っけて位置付けて、担当も町長もこれからも進めていきたいと思っけています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 見事に町長答弁というのはぶれておりません。以前もこれについてお伺いした時に、間違いなく継続していくこと、これが重要であるという認識のお答えでありました。現状、10年経過した中で、気持ちとは裏腹になかなかここが伝わっていかないというジレンマも当然持つておられるのだろうと理解いたします。浜中町津波避難計画書の11ページ、第6章津波避難訓練の実施という項目を読ませていただきますけれども、円滑な住民避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を実施する。また、自治会や関係機関等の協力を得て、地域住民が参加しやすい時期の検討、いろいろな場面を想定した訓練等を実施するよう努めると明記してあります。まさに、町長が答弁なさった内容そのものであろうと思っけています。ただ、なかなか参加率が上がらない避難訓練を考えますと、1から10まで行政が主導で実施することが本当に住民のためになるのでしょうか。そういう視点で私は今回質問をさせていただきたいと思っけております。以前視察してきた被災後の奥尻町、また、南海トラフが想定されている高知県黒潮町の担当課の話では、住民が主導で避難訓練が実施されているというお話でございました。行政は先ほど来言っけているように、避難施設や避難路、今後加速するであろうハード対策、それと、地域住民と協議を重ねて避難ルール等

を作り、さらにこの援護が必要な方等の対策も作り、その上で避難訓練の実施、それ自体は自治会・町内会に委ねることで住民意識も変わり、意識の向上にも繋がり、しいては訓練参加率の向上にも繋がるのではないのか。現状のまま行政主導でいくら継続が大事であるという事で続けていて、果たして、それが本当に町民のためになるのかという部分では、私は疑問を持っているものであります。ただ、計画書にあるとおり、例えば夜間ですとか、あるいは厳冬期、こういう条件が過酷な場合の訓練も当然必要になりますので、そういうものについては町がしっかり計画を立てて、そして実施していくと。その上で、通常行っている避難訓練については、住民に委ねるという選択をし、そういう考え方があってもいいのではないのかなと思うのです。先に述べたように、危機意識だけを持ち続けるのも大変ですし、それだけで訓練に参加するというのも現状難しいのが示されております。訓練とは先ほど町長申し上げましたけれども、改めて言うまでもなく、1分1秒でも早く高台に逃げるための練習であります。先の防災講演会の時にも、多分、言われたであろうと思いますけれども、避難といいますが、この防災の1丁目1番地は自助であります。先ほど町長も言ったように、自分で自分の身を守る。これが大前提であります。その観点から立つのであれば、私は行政主導を貫くのではなく、住民に任すところは任すという考え方があってもいいのかなと。そのことが大事なのではないのかなと思っております。その上で改めて伺いますけれども、仮にそれが可能になった場合には、自治会・町内会がそれぞれ考えて、例えば防災訓練と言うとなかなか参加しにくくなるという部分もあったとしたら、期間だとか時期だとか時間帯だとかいろいろなものを考えた上で、防災訓練、避難訓練を実施した後に町内会のレクリエーション等を企画するなど、1人でも多くの住民が参加できるような仕組みを町内会・自治会で考えていくということも可能になってくるのだらうと思います。町として今後も、町主導でやっていくという考え方を貫くのか、それとも抜本的に見直すことも考えながら検討していく方向になるのか。さらに申せば、この地区は懸案であった庁舎もできました。避難道路も整備されました。ほぼハード対策においては、霧多布地区はできたものだと理解しております。ですからこそ、霧多布地区からまずは率先して住民主導の避難訓練が実施できたとしたならば、今後、徒歩避難の可能性も出てくる他の地区についても大きな手本になるのだらうと考えますけれども、基本的に避難訓練のあり方について、今後の考え方を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。浜中町津波避難計画では、議員おっしゃいますとおり、年1回以上の訓練をうたっているということで、現在、年1回5月24日に全町の避難訓練を実施しているところでございます。避難訓練を自治会・町内会に委ねての訓練のあり方、見直しというお話でございますけれども、地域主導で訓練を行う、地域の事情に合わせて訓練を実施するということに関しましては、確かに、地域の参加率の増加、あるいは防災意識を高めてもらうということについて有効であると考えてございます。ただ、全ての地域で付帯的で効果的な訓練が実施できるかどうかということに関しては、もう少し議論をしていかなければならないのかなと考えてございます。本来であれば、自主防災組織という部分もございまして、これが主体的となって実施することが理想ではなかろうかと思っておりますけれども、現状においては、自治会・町内会が役割を担っているというふうになってございまして、地域によっては避難訓練に対する温度差といいますか、取り組みの違いということもございまして、まずは地域に委ねる部分については、関係者、あるいは自治会・連合会含めてご相談させていただきたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 避難訓練の中で、住民が避難するというのが、ずっと前面に出ていますけれども、まず、町を守る、人を守るという立場からすると、うちの職員は練習というのをしないといけないのです。うちの組織含め、それと消防団も含めて、警察、それからいろんなところとやって情報収集して、災害があったときに対応する練習、訓練を各関係機関も含めて連携してやっています。その中で自主防災組織が動いてくれるというなら別ですけども、まず基本的にうちの町を守るとなると、津波から守る、陸囲を閉める、いかに水門を閉めて、時間わかりませんから、船を出さないようにするとか、いろんなことが考えられるのが訓練だと思います。ずっとやってきているのは、チリ津波のことを通じてやっていますから、それに合わせたというとおかしいですけども、あれが1番大きな災害でしたから、これからもその程度の災害が来たとすれば、そういう形でやっていくことが一つの見本だと思っています。これは私ども確かに参加率が悪いからどうのということではなくて、悪くてもしっかりこれからもやっていかないとなりませんし、私どもも地域住民にそのことも伝えていきたいし、別に考えないでください。併せてうちの町の訓練だということも含めて、職員、機関、団体そして地域住民が足並み揃わなかったら、逃げられない、命が守れないのではないかなという気が

するものですから、しっかりこれからも今言われたことも含めて、私どもも教訓していきますし、これからも訓練がもっともっと強化されること含めて、やっていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） これについては、ここで終わりたいと思います。今後、私から尋ねることもないのかなと思っております。

2点目に移らしていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関して伺いたいと思います。時間も迫ってまいりました。ですので、一問一答が基本でありますけれども、私が懸念するところを最初にお尋ねして、その上で今計画されているものの中に盛り込まれているのか、あるいは、盛り込むことが可能なのかということについて、現在の計画案について伺いたいと思います。実施計画の受付期日が7月29日と示されておりますので、それに向け計画が作られているというものと理解しております。ただ、長引くコロナ禍でさまざまな業種に影響が及んでおります。直接的に経営への打撃というものは、ある意味で悪者扱いにされているような飲食業者がやはり一番の打撃を受けているのだらうと思います。特に、お酒を提供する飲食店につきましては、かなりの打撃だらうと思っております。これにつきましては、緊急事態とかまん延防止とか適用されれば、休業要請あるいは時短要請に応じてそれなりの支援策ありますけれども、現状、まん延防止等重点措置が全国的に解除され、国の方向性としても、コロナのリスクと向き合いながら経済を回していくというふうに今シフトしております。それで、現状町内の業者であったら、それこそ客足が遠のき、やはり私自身も実感として思っているのはなかなか行きにくい。飲みたいのだけれども、行きにくいというのも感じております。多分皆さんも同じでしょうし、おのずと足も遠のいってしまうというのが現状かなと思っております。これは以前、スナックを経営されている方から聞かれたのですが、田甫さん、私たちの仕事って必要なのかなと聞かれました。私は自分の率直な気持ちとして、交流の場、あるいは息抜きの場であり、僕にとっては必要ですよということで答えております。まず、こういう質問をもし町長がされたら、町長はどうお答えされるでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。極めて難問でございますので、考える時間を与えたいと思います。

この際暫時休憩します。

(休憩 午後 0時05分)

(再開 午後 1時05分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

答弁願います。

町長。

○町長（松本博君） お答えします。私としては、それほど議員と考え方はそんなに変わっていないと思いますし、この2年間本当に行ってもいないし、お金も払っていませんし、ただ私もああいう場所というのは、自分自身でも若いころ教育されたところで、そういう意味からすると、大変大切なところだし、厳しい状況というのはひしひしとわかっているところです。何とか少しお金を落とせるようなことも含めて、少しずつ情勢は少しずつ改善されてきているのかなという期待も込めて、これからしっかり再生できるように、応援していきたいと思っているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 長引くコロナの現状、各団体、企業とも歓送迎会はおろか、新年会、忘年会等も自粛されて、本当に厳しい状況なのだろうと考えます。仲間うちでの飲み会すらためらってしまうような状況でありますけれども、やはり感染リスクを意識しながら経済活動を再開する。要は、職場との行き来だけではなく、そういう場、今町長言ったように、若いころは教育された場という考え方もございますし、私自身の経験からいっても、やはりそういうところで交わされた意見なり、仲間意識なりというのは、後々までに地域にしっかりと根付いて地域活動に貢献できているなというのが、本当のところであります。その上で、飲み会そのものは決して悪いものとは思っておりません。それで、そういう場に行くことによって仲間だけではなく、不特定多数の方と接する機会があるというリスクは確かに怖いものもありますし、それについては、十分な注意も払わなければならないのでしょうけれども、しかし、飲みに行くこと事態、仲間と親睦を図ること、これ自体は決して止めるべきではないだろうし、むしろ、何らかの形で実施していく方向を探していくことが、これから大事になってくるのだろうと思っております。その上でお聞きしますけれども、これは私の全くの個人的な考えですが、繁華街のネオサイン、要はお店の看板ですね。あそこに灯がともっていること、そのことが町の活気のバロメーターであろうと思っておりますし、その灯を消さないた

めに、今できることが、多分、財政課長を中心に考えていただけるのだらうなという思いで質問しております。それで、そういう飲食業者の方に対して、直接的な支援という形で、例えば、お店を開けていようが、開けていまいが、客が来ようが、来まいが、要は固定費、家賃なり、リース料なり、固定費というのは、電気料も含めて、基本料金すべてを含めてかかっているのが現状であります。今回の臨時交付金を活用した中で直接的支援は考えられているのか。また考えられないのかどうかという点。それと、前回も実施されていますけれども、用途を限定した、例えば飲食店で使えますよ、乳製品買えますよという、他の町村でも今進めていると思うのですけれども。前回と同様この地域応援券というもの、こういうものの発行もこの計画の中に入っているかどうかという点。それと、臨時交付金に関して、現在の原油高に起因するさまざまな生活への全てのものが値上がりしている現状、かなり厳しい状況になってきているなど。私みたいに年金の他に収入源がある場合は、何とか凌いでいけるのだらうと思うのですけれども、本当に年金だけという方も多くおります。そんな中でこの交付金が活用可能な事例が、国からも示されております。その中に原油高に要する燃料費の高騰に対する支援というのもメニューの中にありますので、うちの町でどういう取り組みがなされるのか、以前、福祉灯油というものの再度発行ということも伺っておりますけれども、今回の交付金の中でこういうものに対する措置も可能と思う中で、そういうものもメニューに入っているのかどうかも含め、現在、事業計画を進める中でどういう内容になっているのかをお答えいただきたい。この1回で私質問を止めようと思っております。それと、これは私の本当に希望なのです。希望なのですけれども、先ほど町長の答弁の中で、これからどんな形でお店を応援していくかということも含めて考えていきたいという答弁がありました。その中で私が思うのは、多分、まだまだコロナ禍というのは、繰り返して、コロナ禍の中での生活を余儀なくされていくのだらうと覚悟しております。その上で、自由にお店への出入りもできない、気が引ける、万が一に移ってしまった場合のことを考えれば、というふういろんなことを考えてしまうと、なかなかやはり足が進んできません。先ほど申したように、不特定多数の方との接触がやはり怖いという面があります。であれば、お店を貸切ってしまったらどうなのでしょう。普段から顔を合わせている仲間であれば、そういうリスクもなく、交流もできるし、お店のためにもなるしという考えのもとで、例えば、役場職員が率先して飲食店を応援する日、仮称ですけれども、役場応援デーというものを年数回企画して、もちろん自費の割り勘であります。こんなと

ころに公費を使ったらとんでもない話になりますので、もちろん自費でのことになるのでありますけれども、希望する職員を募って、飲食店側もこういう事業に参加するよというお店があるのであれば、3時間なりという時間を区切って貸し切って、その中で普段の仲間内での交流というのはリスクも避けられるだろうし、実施が可能ではないのかなと思うのであります。行政施策という型にはまったものではなく、施策から離れて温もりのある取り組みができればと考えております。それが仮に実施できたとしたら、役場でやっているのなら、農協でもやろうか、漁協でもやろうか、うちの会社でもやろうか。そういうことに繋がっていければ、これは大変何といたしますか、温かみのあるそういう取り組みになるのかなという思いもありますので、これは、私の希望でありますので、答弁できないのであれば、仕方がないですけども。もし思い、考えなりで答弁がいただけるのであれば、その辺も含め答弁いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。まず一つ目の、例えば商工業者特定した支援に地方創生臨時交付金を活用するというところについては、2年前には直接の支援ということでやらせていただいたのですけれども、今回については、直接的な支援については考えてございません。それで、本町なのですけれども、4月下旬に国の総合緊急対策で新たに創設された、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が金額として4523万7000円が交付限度額となっております。この4500万円の内訳なのですけれども、1130万9000円と3392万8000円に色分けをされております。1100万円の方はこれまでどおり自由度が高く使えると。3300万円については、先ほど申しましたとおり、原油価格・物価高騰の影響を受けた住民の皆さんへの支援等を目的として使ってほしいということで国から通達を受けているところでございます。それで、本町としましては、今回の合計4523万7000円につきまして、国の総合緊急対策の趣旨を踏まえて、原油価格と物価高騰の影響を受けている全住民の皆さんに対する支援を考えております。具体的には議員もおっしゃいましたとおり、町民1人当たり1万円の応援券を配布して、2年前には色分けをさせていただきましたけれども、この辺りについてはまだ決まっておられませんので十分検討して、まずは、町民の皆さん全体に行き渡る。そして町内の消費確保といったところも踏まえながら、実施計画に載せてやっていきたいと考えておりますのでご理解いただきたい

い。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ご質問の役場応援デーというところで、自費による割り勘でのアルコール提供者、飲食業者への支援ということでございますけれども、私個人としては大賛成でございます。ただ、前回職員が感染した場面においては、やはりマスク未着用という場面、これがやはりコロナが蔓延する状況の中ではちょっと厳しいのかなと。店側がしっかりとしたコロナ対策をもってパーテーションで区切り、換気も含めてやっていただける状況であれば、それは可能だと思いますけれども、役場としては、コロナのワクチン接種も実施している中で職員出役も考えますと難しいのかなというところと、今職員の方には、複数での職員での飲食、町民も含めますけれども、それはちょっと遠慮してくれという形で発出しておりますので、もう少し時間が必要なのかなと思いますけれども、十分その大事なこととわかっておりますので、今後検討したいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） それでは、簡単な通告文ではありましたが、これに従って質問をさせていただきますのでよろしく願いいたします。老人福祉センターの今後はということで、お尋ねをいたします。役場新庁舎の完成に伴い、旧福祉保健課が移転した老人福祉センターは、社会福祉協議会を含む数団体が、引き続き事業所の活動拠点として利用が継続されている状況でございます。千島海溝沿い地震の可能性が指摘される中であって、この建物には耐震性に問題がないのかという思いから、所有者である町に対して基本的な考え方についてお尋ねをさせていただきたいということでございますのでよろしく願いをいたします。まず、老人福祉センターは、相当前に建てられたものだという認識をしています。この建物の建設年次、それから基本的な構造、それによる耐用年数はどの程度なのか。まずこの辺からお知らせをいただければと思いますがよろしく願いします。

○議長（波岡玄智君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。老人福祉センターですけれども、こちらの建物につきましては、昭和57年7月6日から同年7月25日までの設計で、構造につきましては鉄骨造2階建て、延べ床面積829.44㎡、同年の8月に着工し、12月に竣工しております。耐用年数につきましては、鉄骨造の

事務所で38年、竣工から40年経過しておりますので、対応年数が過ぎていると認識しているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 57年の建設であると。基本は鉄骨だというお話だったのですが、その鉄骨もいろいろありますが、軽量鉄骨、重量鉄骨ということで、構造上によって耐用年数はおのずと変わるのだらうと思いますので、この38年という耐用年数というのは、鉄骨そのものの、要するに軽量であるのか重量であるのかについてはお分かりになりますか。

○議長（波岡玄智君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。昭和57年の建設ということで、新耐震基準は昭和56年6月からということでございますので、鉄骨の基準上ではというふうにおさえざるを得ないかなと思ってございます。ただ、議員もご存知のとおり、過去の地震で大きな被害を受けております。特に平成5年の釧路沖地震では4000万円以上の改修費が必要になったという、そこまでの被害を受けてございます。表向き上は、耐震はあるものと判断をしなければいけないと思うのですが、その被害の状況考えますと、耐震性に疑問を持たざるを得ないのではないかと認識しているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 平成5年ですから釧路沖地震かなと思いますが、この時に4000万円ぐらい修復に費用がかかったというお答えを今いただきました。耐震性に疑問があるのではないかというお答えがあったのですが、基本的に耐性に疑問があると判断に至った時点というのは、どの時点だったのでしょうか。要するに、平成5年の時点ですでに疑問があると判断されていたものなのか。その後も何回か地震がありまして、多少、修復に費用かかっている部分もあろうかと思いますが、建物としてどういう認識をされたのか。被害があるまではそういう認識なかったのか。いつの時点で、ひょっとすればこれはというような思いに至ったのか。どうも今のお答えだとはっきりしないのですが、その辺お答えいただけませんか。

○議長（波岡玄智君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。平成5年の釧路沖地震でございます。ちょうど建設後10年という時点での被災になります。先ほど

申し上げましたとおり鉄骨造ですので、いわゆる鉄筋コンクリート造の建物に比べると揺れには弱いのかなと。仮に耐震基準を満たした設計だったとしても弱いのかなと思っ
ているところでございます。私、昭和62年の採用でございます。その当時、管財係と
いうところでの採用だったわけですがけれども、採用後、間もなくから建設された老人福
祉センターについては、耐震性について疑問があるということで、先輩職員の方から申
し伝えられていたという正式なものではございません。建設後40年経っておりますの
で、当時の建設時点での会計検査等の資料等はもう存在しないということで、確かなこ
とは申し上げられませんけれども、先輩職員からその辺は十分気を付けなければいけな
いという申し伝えのようなものがあつたと記憶してございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 今のお答えですと、申し伝えがあつたと。確かに57年当時、
この役場に職員として勤務されていた方は、この議場の中では非常に少ない。そちら側
に1人と、こちら側に1人という程度しか、当時職員として勤めていた方がおられない
と。それ以降の皆さんは伝聞として伝わっているという、その程度のものであろうかと
思います。基本的に懸念がある建物だという認識をお持ちになっていると受けとめさせ
ていただいたのですが、では、一体この建物に対してどう取り扱うのか。いわゆる長寿
命化計画とかそういうものに対してどういう位置付けになっているのか。まずその辺、
懸念があるという言い伝えでその後どういう対応をしようとしているのか、はっきり見
えてない部分があります。まず、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。老人福祉センターの
改修等の事業に関しましては、現在の第6期総合計画の実施計画には位置付けしており
ません。しかしながら、昨年来、今年度予算に向けたヒアリング等で、やはりそういつ
た建物の安全性などの点を踏まえまして、今後の施設の方向性を福祉担当と協議しなが
らヒアリングを行ってきたところでございます。一方、普通公共施設長寿命化計画に関
しましては、その大元となる浜中町公共施設等総合管理計画には、老人福祉センターが
登載されておりますが、長寿命化計画の方については、今年度の委託の中で、観光圏の
公共施設と併せて個別施設計画の策定を予定しているところでございます。こちらにつ
いて例えば公共施設解体するとした場合に、基本財源は一般財源となります。しかし、
長寿命化計画に位置付けをした場合については、交付税算入はございませんけれども、

例えば改定する場合に公的債を活用することが可能になって、このことによって起債の償還を複数年度として単年度の財政負担を減らせるといった財政運営上の関係も踏まえて、今年個別施設計画への位置付けをさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 総合計画なり、そういう計画の中で今後検討していくという、そういうお答えだったように思います。話戻るかもしれませんが、新庁舎に移転してから1年半ぐらい経っていると思いますが、新庁舎建設にあたって、福祉センターの位置付けというのは検討されたのでしょうか。冒頭申し上げました、旧福祉保健課がこの庁舎に移るといふ、そういう計画はあったのかと思いますが、そこに以前からいた社会福祉協議会等については、どういうお考えになっていたのでしょうか。自分だけが移ればいいのか。先ほど来の答弁によりますと、非常に安全性に疑念がある建物であるという認識を持っていたと。かなり早い段階で持っていたということになりますと、果たして、自らは新庁舎に移ったからいいという、そういう判断でいいのか。それとも、やはりそこを継続して使わせるには問題があると。だから当然新庁舎建設にあたって、そういう部分を含めてちゃんと検討したというそういう経過はあるのですか。ないですか。いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） はい、質問にお答えをいたします。まず、建設段階での社協のあり方はどういうふうになっていたのかというご質問だと思います。私は検討会のメンバーとして入っていませんでしたけれども、聞き及んだところによりますと、まず文化センターの事務所から全部抜けた上で、そこに社協を入れて管理もしながらという議論はされているようでしたけれども、実際はそうならず、教育委員会の生涯学習課だけ残して、あとは本庁舎に上がったというところで、社協については今の福祉センターに残ってというところでの話だけは聞いております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 今の副町長、という話を聞いていますということなのですが、当然教育委員会も本庁舎に上がるという話はあったように思います。今お答えの中にあつたように、文化センターに社協がというようなこともあつたようだというお答えというのはどうなのでしょうね。そういう話があるのだったら、ちゃんとしっかりと

進めるべきじゃないですか。それも何か中途半端に終わったので社協は現在も老人福祉センターに残っています。そういうことでよろしいのでしょうか。確かに文化センターに生涯学習課が残ったなりの理由があるのかとは思いますが、ただ、一部社協の関係者の中には、新庁舎が完成したら我々は文化センターの旧教育委員会の事務所に移れるものだという認識が一部にあったというような話も私聞いていますので、何故これをもっとちゃんと詰めなかったのですか。他人事のようにお答えいただくのは、私としてはいかなものかと思いますが、本当にきちんとした事前調整なり、先ほどから出ています建物の安全性というものを考えたときに、そういう中途半端な対応で本当にいいですか。改めてお答えください。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） お答えします。あくまでも結果論でございますけれども、耐震性に懸念のある建物に残したというところは否めませんが、ただ既存の庁舎は施設も含めて移設先がありますので、そういったところもあった上で議論の中ではそっちの方向でというふうに変ったという具合になっていると思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） いろんな見方、考え方があられるのかもしれませんが、いずれにしても、現時点においてもあそこに社会福祉協議会と高齢者事業団ですか、一部事務所として使っていますし、訪問介護のヘルパーさんもあそこにいると認識しているのですが、この建物に対する認識というのは、いわゆる町としては安全性に懸念があるという認識を持っていると。では、今も利用している社会福祉協議会としては、どういうふう

に認識していると理解されていますか。

○議長（波岡玄智君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。福祉センター建設以来、社会福祉協議会はこの施設の中に入所しております。これまでの地震災害時には当然のごとく建物への被害があり補修を行っているということは、社会福祉協議会の方も認識しているところでございます。町もですけれども社会福祉協議会、双方とも大規模な地震発生時には相当の被害が発生する可能性があるというような施設であるということで、認識は一致していると考えております。社会福祉協議会事務方ですけれども、今年3月第6回の理事会では、そういった建物なので引っ越しを検討しなければいけないという情報発信は理事会の方にはしていただいていると聞き及んでい

るところでございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 社会福祉協会とも認識は一致している。移転についても考えなければいけないということも言われているということでもあります。こういう震災はいつ起きるか全く予測がつかない。今、この沖の海底で地震に対するいろいろな調査をしているという報道も一部にあります。果たしてそれが日の目を見るのかどうか、全く今見えてこない中で、ここに依然としてこういう協議会なり何なりが事務所を構え続けるということに対して、ちょっと問題があるのではないのかなと。この協議会そのものもいろんな災害等も含めて事業を手掛けていまして、そういうときには、いろんな補完団体として、これまでもやってこられたのでありましょうし、これからもやっていただくことになるのだらうと思います。そういう中で、万が一地震が起きて津波が襲来したときに、ここは浸水域にあたるのではないかということも考えられるのですが、こういう事業所が浸水域に今後も存在し続けるということに対して、問題はないのかなと。やはり事業継続する上で問題があるのではないのかなと。ここに事務所をずっと継続しておくことは、いろんな面で問題があると考えますが、その辺の認識はいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。確かに、津波浸水域でございます。プラス、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、耐震性にも疑問を持たざるを得ないと。普通に考えますと、大津波につきましては地震の後、地震がない津波については、相当遠くでの地震発生に伴うものということで、あらかじめ情報がキャッチできるというふうには押さえております。津波襲来時におきましては、やはり事業を継続することは難しいものかとは存じますけれども、平常時におきましては、耐震性が保たれていれば平常時においては津波が来るまでは通常どおり業務をしていただけのかなと。ただ、危険な建物の中でということになりますと365日いつ地震に揺られるのだらうという、そういう危機感というか不安を抱かなければいけないところがありますので、そういった面で継続性にも疑問とか、懸念をしていかなければいけないのではないかと考えております。先ほど、社会福祉協議会も移転について検討しなければならぬと認識しているとお話をさせていただきましたけれども、まずは安全な建物、津波の前に安全な建物、地震に対して強度のある建物が先なのではないかなと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 移転を考えざるを得ない状況にあらうと私も認識しています。今、お答えにあったように安全性が確保される。そういう場所、つまり構造的に耐震性が満たされている場所は必要でしょうし、また現在、社会福祉協議会が活用しているいろいろなスペースがあります。このスペースを一定程度確保しなければいけないということになると、やはり一定の広さが必要で、耐震性があるという建物にならざるを得ないと思いますが、そういう部分で町としては、現時点においてどういったことをお考えなのか。空きスペースがある建物がある、そこを当面考えるのか。それとも新たな建物を含めて、検討するという考え方になるのか。確かにいろいろな空きスペースは町内に点在はしています。ただ、事業体の性格からいって、遠隔地、町の外れまでにはちょっと難しい。一定の中心に近いところ、ある意味で言うと社会福祉協議会なりの考え方も多分そこにはあるでしょう。先ほどの一般質問で、空き校舎の利活用はという話がありましたけれども、その部分に移転を考えられるのか、そうではないのか。いろいろな部分、移転するとすれば空きスペースを活用するのか、それとも新しい建物、いろいろな複合的な活用ができる建物にして施設を整えようとするのか、その辺の考え方というのは、安全性に疑念があるといつて、四半世紀は過ぎているのに、この辺についてはどんな検討をされてこられたのでしょうか。現時点でこのことについて、どのようにお考えになっているのか、お聞かせをいただきたい。

○議長（波岡玄智君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（金澤剛君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。想像に難くないと思うのですが、社会福祉協議会自らが施設を整備することは、限りなく難しいと思っています。さりとて町で施設を整備するというのも財源の関係からかなり厳しいものがあると思っておりますし、こちらの考え方につきましては、社会福祉協議会も同様でございます。議員おっしゃるとおり、空き校舎を利用するという手もございませぬけれども、社会福祉協議会の思いとしては、議員おっしゃったとおり、市街地に近いところ、そんなに離れていないところ、例えば旧茶内第三小学校の校舎が空いているのですが、そういったところは津波の心配はございませんが、市街地から離れたところは難しいという話を社協さんの方からいただいております。あくまでも理想ですが、本町の市街地、霧多布市街、茶内市街のどちらかに近いところを望んでいるようでございますけれども、どちらも確固たる空きスペースがある建物は存在してござい

ません。そういった中で、どの距離まで妥協するかというところでございます。社会福祉協議会の事務所とヘルパーステーション、高齢者事業団、訪問看護ステーション、これだけの事務所というか、入居できる施設を考えなければいけないと言ったところでございます。社会福祉協議会で検討された一例ですけれども、茶内でありまして、トレセンの入ってすぐ右側の事務所と2階を活用するという考えも持ったようだけれども、スペース的に厳しいのではないかなというようにございまして。残る施設ということになると、トラストで一部使用しております旧琵琶瀬小学校の校舎の2階の特別教室が空いているところと、多目的スペースがあると、それと普通教室が空いているところがありますので、そちらの方を検討するというのも念頭に考えたいところでございますが、いずれにしても、既に使用している団体等もありますので、いわゆる関係する団体、町、社協さんのみならず、使用している団体等との協議も必要になってくると捉えているところでございます。市街地からあまり離れてない、ヘルパーさんたちが、町内各地に赴いて活動していますので、そういったことも含めて、ずっと外れとかというふうになると、日常の業務にも支障をきたしますので、そういった支障がなるべく発生しない距離感で対応できる場所ということで、既に使用している団体があるのであれば、先ほど申し上げましたとおり、三者で協議する必要があると考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 今、担当課長から茶内か霧多布、その近郊というようなことで2カ所ほど挙げられましたが、茶内のトレセンに関しては、ちょっとスペース的に厳しいかなというような答えだったと思います。一方で、旧琵琶瀬小学校については、確かにトラストが事務所を構えています。スペースは多くは使われていませんので、ごく一部しかトラストは使っていませんので、空きスペースがあることは実際でございます。ただ、共存するという点については、協議は当然されなければ、難しいことだろうと思います。あそこは決して浸水域から逃れているというそういう場所ではないかと認識しています。ただ、安全性については、今の建物よりは数段良いと私も考えます。こういったものを今後どういった速度で移転先の調整を進めるおつもりですか。これまでずっと考えていたのだけれども、なかなか具体的に動いてこなかったもので、しばらく様子見ながらというお考えになるのか。それともやはり、一刻も早くこういうものには、迅速に対応せざるを得ないという状況に感じておられるのか。感じているとするなら

ば、別に今日からとは申しませんが、いつからこれについて具体的に、どういう動きを行政としてされるおつもりなのか。やはり建物が安全性に問題があると言いながら、ずっと使われ続けている。そこを使い続ける人達にしてみると、先ほど課長がいつ何どきどうのこうのという話になりますけれども、いつ何どきどうなるかわからないですよ。そういう不安の中で日常業務を続けるという相手方に対する配慮というのは、当然施設の管理者として怠ってはいけない問題だと基本的に思いますが、一体、移転については行政として積極的に行動に移されるおつもりがあるのか。それとも、慎重に考えていくつもりのお考えなのか。その辺をはっきりとお答えをいただきたい。

○議長（波岡玄智君） これからのありように対する政策判断が問われていますので、町長答弁願います。

町長。

○町長（松本博君） ただいまのご質問について、本当に職員の安全のことを考えるとしてまた、地震、それから津波という二つのこと考えるとすれば、そんなにゆっくり考えている暇はないと思っています。今回の質問を含めてですけれども、続いて、前段で、行政だけで協議をさせてもらって検討させてもらって、結果的には、社会福祉協議会に同意もいただかないといけないと思っていますけれども、まず、安全なところに移ってもらう。今課長の方から琵琶瀬の学校と出ましたけれども、まず、1番最初に、町で決めたらおかしいのですけれども、今回の議会でこの質問が出て、社会福祉協議会にもそのことをしっかり伝えて、心配しているよということと、しっかり安全なところに移ろうということは、急いでやらないといけないと今思っているところです。その意味からすると、もしこの話が順調に進むとすれば、まず、今の学校にトラストも入っていますけれども、それとは別にトラストとの合意も当然、得ないとなりませんし、それから学校の中の配置計画も少し変えないといけないと思っています。その意味からすると、トラスト、更には社会福祉協議会、学校の再整備、そして、ヘルパーステーション含めた四つの団体がしっかり入っていけるようなことで、積極的に検討していかないといけないと私ども今思っているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 積極的にというお答えであります。例えば、琵琶瀬小学校に移設をすると。いろんなことを考えなければいけないという話ありますが、でも、行政としての責任は、そこにもし移る場合は当事者含めていろんな合意が必要だろうと思いま

すが、そのスケジュールを含めてしっかりと提示をして、こういうことで町は考えているのでお願いしますという姿勢がそこないと、とりあえず合意が得られたから、次は、じゃあどれぐらいなのだろうねというそういう予算も含めた動きにするのか、そうではなくてあらかじめ仮定としてここに移設をした場合には、これこれこういうような費用がそこに発生すると。その分については町がしっかりと予算を付けて、いついつぐらいまでに目処を付けて改修を実行するので、その上でちゃんとここに移転をしていただきたい。そういう中でスケジュール感を持って提示をしないと、場所はここに決まりましたよ、ではこれからですねというそういうような動きでは、なかなか物事が言われるように進まない。ここまですっと放置をしてきたという言い方は適切ではないかもしれませんが、やってきた責任として、次は行政としてこういうふうに考えていますし、これについてはいついつぐらいまで計画を作って実施をします、移転の方向で検討してください、というような提示をすべきじゃないですか。検討しますと言うそのお答えだけでは、なかなかこれまでと同様に先が見えてこないですよ。そういうスケジュール感をきちっと示し、協議をするというそういうお考えはないですか。

○議長（波岡玄智君） これも町長、検討の内容を説明しようということですから、先ほど町長検討すると言いましたので、その内容について詳らかにご答弁願います。

町長。

○町長（松本博君） 不十分な回答で、申し訳ございませんけれども、そのとおりでと思います。まず、動いてもらうことを含めて、なんせ危ない施設から出て四つの事業をしっかりとやってもらうということ含めるとすれば、そういう方向で言いたいのですが、今住んでいる人たちもあそこの団体や自治会も含めて、これからしっかり協議させてもらいたいと思います。動いてもらうということで協議をさせてもらいたい。その動く場所は、今の候補地としてはそれほどないのですけれども、市街地からそんな離れてなくて、そして拠点となって動ける場所ということになってくると、そういう方向で、まず、双方社会福祉協議会含めて、しっかりその辺を協議させてください。そしてそのことが決まったら、それこそ時間をなるべくかけないようにして、進めていきたいというふうには、スケジュールもありますけれども、まずその合意を取って、積極的に進めていきたいと思っております。それもなるべく早くと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 今の町長のお答えに、具体的な内容があったかどうかについて

は、コメントはしづらいところではあります。ただ、先ほど来申し上げていますように、いつ何が起きるかわからないということを踏まえ、このことは早急に実施に移すと、協議含めて。そして、1日も早く移転先を確保し移転をしてもらうことが、最重要だと思います。基本的にこういう社会福祉協議会はじめいろんな町の補完をしていただける団体でありますし、これからもそういうことをお願いする部分はあろうかと思しますので、ぜひともしっかりとスケジュール感を持って、早急に結論を出していただきたいと思えます。これが移転に伴う費用を含めて予算化をしなければいけない。そうすると、この予算が移転が確保されて了解されて予算が出てくるのは1年後かなと。そしたら移転できるのは2年後かな。なんとなくそこに緊張感がなくなってくるのです。そういうことではなくて、やはり、いつどういう補正でもいいですから、随時検討としてその結果をぜひ予算化し、一刻も早くそういう状況をつくり出すという姿勢を私は求めておきたいと思えます。先ほどの町長の答弁に不満とは言いませんが、これ以上の答弁を求めても無理かなと思えますので、最後にこう申し上げて今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（波岡玄智君） 10番渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 通告書に沿ってご質問させていただきます。町内の清掃活動について、4月の町内一斉清掃、5月には湿原クリーン作戦に多くの地域住民が参加してくださり、道端のポイ捨てや海岸の漂流ゴミの清掃活動が実施されました。霧多布高校や産業団体などNPOでも自発的に清掃活動など環境整備に取り組んでくれています。昨年3月30日に厚岸霧多布昆布森国定公園に指定されましたが、不法投棄は減っているように感じられず、観光客を受け入れる側としての準備が不十分と見受けられます。昨年も同様の質問をさせていただいておりますが、時間を要して検討するというご答弁でしたので再質問をさせていただきます。

ポイ捨て・不法投棄が減らない原因をどのように捉え、その対策として行政のお考えがありましたらお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） ただいまの質問にお答えいたします。まず、ポイ捨て・不法投棄が減らない原因をどのように捉えているかというご質問ですが、昨年6月の定例会で渡部議員の一般質問でもお答えしておりますが、さまざまな理由があると考えられますが、最大の原因はポイ捨て・不法投棄される方のモラルの欠如が大きいと捉えて

おります。その対策として、行政の考えはということですが、これをすれば直ちにポイ捨て・不法投棄がなくなるという対策を講ずることは難しいことと考えておりますが、ポイ捨て・不法投棄は絶対にしてはいけないし、犯罪であるということの周知・啓発活動を続けていくことが重要と考えております。なお、町主催の春の一斉清掃は4月24日に行い968名の参加、最終処分場に搬入されたごみの量は5180kgとなっております。また、町長の行政報告でもありました自然の番人宣言、湿原クリーン作戦は5月22日に実施し参加者160名、ごみの回収量は180kgとなっております。その他では、霧多布高校の生徒が学校行事の一環として、5月20日にMGロードのごみ拾い、霧多布湿原ナショナルトラストが4月16日と5月16日に茶内交点から湿原センター前までのごみ拾いを行っていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 最大の原因は、やはり捨てる方が1番悪いと思います。ご答弁にありましたモラルの欠如に至ると思うのですけれども、捨てられたごみに関しては、拾いまくればいつかはゼロになるかもしれないのです。やっぱり捨てさせない、その抑止の部分が行政としての政策ではないかなと思うのです。捨てるということに関しては、ないほうがいいのですよ。ゴミのポイ捨て・不法投棄がなければ、ボランティア、市民活動としての清掃活動がないのがふさわしいと思うのですけれども、やはり課長のご答弁の中にもありました、不法投棄は犯罪なのです。捨てる人にはそのモラルがないからこういう現状になっていると思うのです。そこで看板を設置したり、あとボランティア活動として清掃活動をしまくるということしかないのかもしれないのですが、犯罪という意識を不法投棄している人に示す意味で、これは犯罪行為ですから罰則があると思うのですけれども、ありましたら教えてください。

○議長（波岡玄智君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） ただいまの質問の罰則の件ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条で、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと示されており、さらに第25条では、第16条の規定に反し廃棄物を捨てた者は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、法人については3億円以下に処するという罰則規定があります。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 罰則の内容で言うと結構な処罰というのですか、そういう内

容かと思えます。であるにもかかわらず、減っていないということはやはりモラルの欠如でしかないのです。それをさせない抑止力をさらに強めていくのが、行政の施策として考えられませんかということなのです。やはり一般のボランティアの活動としても拾うということしか難しいかと僕もボランティア活動に参加してそう思います。あと別に提案できるのが、例えば瓶や缶でしたらデポジット、例で言うと、町内の小松牛乳さんが瓶の牛乳で商品を販売されて、瓶代が戻ってくる。昔のコーラとか日本酒だったと思うのですが、浜中町でこのデポジットは難しいと思います。企業に提案するとか、そういう形にはなると思うのですけれども、まずそのお考えがありませんか。要は浜中町の政策として難しければ、企業などを含めて、先ほどNPOの活動の中でも霧多布湿原ナショナルトラストの清掃活動は、一般社団法人セブンイレブン記念財団と主催の共催での清掃活動になっています。あのセブンイレブン財団です。やはりセブンイレブン財団の担当の方とお話ししたことがあるのですが、SDGsでも掲げられている何番でしたか、12番のセクションでつくる責任、つかう責任に関して、企業としての思いがあるので、この活動をトラストさんと一緒にやりたいと言ってくれています。ちょっと長くなってしまったのですけれども、瓶や缶を捨てないように、これは資源だと消費した人が資源になるものだから、デポジット制ということがあれば、ポイ捨てを抑止できるという考えがあるので、それを企業かどこかに相談するというお考えはございませんでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） ご質問にお答えします。今の企業との連携ということでありましたが、今のところは考えておりません。ただ、先ほどと同じ答弁になります。当然ゴミを投げる方のモラルの意識を高めるためには、町としては繰り返し啓発活動を続けていくことが大切だと思います。町としては当然ごみのポイ捨て・不法投棄がなくなれば、クリーン作戦という行事もいずれやらなくなるようになることが理想だと思っていますので、ご理解いただきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） モラルというところにしか行き着かないのかと思うのです。ただ、これはどこの自治体でも掲げている、自治体というかも世界的な問題かもしれませんが、浜中町のまちづくり総合計画の中の環境保全、環境衛生の中でもゴミの不法投棄についてのこと書かれています。ちょっと読ませていただきますと、やはり年間

を通して数件の情報提供もあるけれども根絶に至っていない。看板を設置し、啓発に努めている。今後不法投棄の多い場所に監視カメラの設置を行うなど、根絶に向けた取り組みを促進する必要があると期待されているのですね。根絶に向けた取り組み、監視カメラはもう犯人特定して注意喚起するというのだと思うのですけれども、ここに書かれているものですので、減らないということであれば、監視カメラを設置するというお考えはございませんか。

○議長（波岡玄智君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 質問にお答えします。ただいま監視カメラの話がありました。監視カメラ設置しても、モラルのない方についてはカメラを壊して投げるといふ事例も聞き及んでおります。それで、当然ニュース等でも不法投棄のカメラ、報道等ではありますが、なかなか近くで撮影しないと、暗闇とかだと判断できないというところがありますので、その辺はやり方次第もあると思いますが、検討する余地がありますし、当然、他の町村でやっている情報、釧路管内ではないですが、やっているところもありますので、そういう情報を確認しながら、どれが効果があるか、内部で協議したいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 抑止力を強めるという意味で監視カメラ。総合計画の中での記載を改めて読ませていただきましたが、強い措置が必要かと思うのです。ここに監視カメラと書かれていますので、ぜひ取り組んでいただきたいなど。抑止力になり減っていけば、まずそこからかなと思いますので、考えていただきたいと思います。やはり国定公園に指定されたという部分も、観光客が来るから清掃活動しようと言う事でもないと思うのです。やはりきれいなまちに住みたい。昨年、国定公園に指定されたことを記念してではないと思うのですが、茶内のJR駅前に立派な公衆トイレができました。その際は、浜中町に観光に来る方の入り口になるので、立派のトイレを建てますというお話だったと捉えています。国道を通過して利用している方がどれぐらいいるか確認していませんが、きれいなトイレを使った後に六番沢を下りて、この後は花の季節ですから、向かってくる時期にトイレはきれいだったけれども、道路のごみ捨てが気になる。観光客の方はやはりそこに目がいくと思います。実際、僕も事業者の1人として他地域で個人的に実証してみたのですけれども、やはり観光地に向かう途中での不法投棄・ポイ捨て気になるのです。今、いくつかご質問させていただいた中で、住民環境課長だけの質

問にちょっと向いてしまったと思うのですけれども、国定公園に指定されたということも踏まえて、商工観光課でゴミの不法投棄に対しての対策等の何かお考えありましたら、ご答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） ただいまの国定公園内のゴミの問題についてご答弁させていただきたいと思います。議員の方からお話あったとおり昨年3月30日に厚岸霧多布昆布森国定公園が正式に決まりました。この国定公園自体は、国内で申し上げますと58カ所目、道内では6カ所目ということで、数少ない国定公園の中の一つに選ばれたと。加えて釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園に次ぐ新たな国定公園ということで釧路管内の観光の一つの拠点としての魅力を伝える、重要な位置付けになっていると担当では認識しております。ご質問のあった国定公園内でのこのゴミの不法投棄の問題というのは、議員おっしゃるとおり、観光客誘致を受け入れる行政の体制としては、やはり十分ではないと認識しておりますし、さらに加えて申し上げますと、この国定公園内のゴミというのは、単に景観だけの問題ではなく、そこに生息する動植物、そういった生態系の維持や生物多様性の保全、そういったものに大きく影響する大変重要な課題だと認識しております。やはりゴミがまずなくなる、その上で観光客を、現在コロナ禍で非常に観光客インバウンドも含めて非常に停滞していますけれども、やはりまずは受け入れる側としてゴミの問題というのは、住民環境課とともにゴミ問題というのは、しっかり対策してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 急に振ってしまって申し訳ありませんでした。国定公園に認定されてコロナがなくならない、観光のあり方が変わったと思います。不法投棄されているゴミに関して、これは地域の人が廃棄したものなのか、観光客のものなのかはちょっとわかりにくい部分があります。ただ、去年、一昨年と僕らというか事業者で清掃活動をしているのですが、雪解けから5月いっぱいぐらいまでなるべく拾うようにしているのですが、やはり去年、一昨年と観光客はコロナの関係で少なかったと思うのですが、ゴミの量はそれほど減ったように思わなかったです。残念ながら、町内の住民の方、もしくはちょっと通過する方とか観光客の方のポイ捨てが全くなかったとも思わないのですが、観光ということで、目を向けられる観光客の方が多くなると思いますので、今、商工観光課長のご答弁中にありました、住民環境課と共に施策を打ちたいということで

承知いたしました。何となく察しもついているのかもしれませんが、NPOのトラストの清掃活動は漁協青年部さんにもお声掛けをして青年部の方々がたくさん出席されて、僕も清掃活動に参加させてもらったのですけれども、海岸の清掃というところも目について、そこを仕事場としている漁師の次世代を担う方々も清掃活動に参加されて、これ以降も清掃活動に参加したいと言ってくれているそうです。これも以前に質問したことがあるのですが、海洋マイクロプラスチックは海に対してのポイ捨てだけではなくて、陸に捨てられたプラスチックが分解されて海洋に流出しているというのですが、陸、海に問わずだと思うのですけれども、水産課の方では海洋ゴミ、漂流ゴミに対しての施策がありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ご答弁いたします。年々深刻化する廃プラスチックの海洋問題は、海洋環境の変化等による資源の減少に苦しむ漁業にも深刻な影響もたらす脅威となってきていると思っております。また、海を含む全ての自然環境は、漁業者にとって生産の場でもあり生活の場でもあります。このことを踏まえまして昨年、北海道漁業協同組合連合会が具体的な取り組みとしまして、漁業者が自ら行う砂浜清掃活動、全道なみまるクリーンアップ作戦を昨年度実施し、散布漁協も11月14日に行っております。このことなどから、海の豊かな環境を守ることと、未来に豊かで美しい海岸を引き継いでいくために、海岸清掃活動を漁業者中心に実施できないかと現在検討しているところであります。開催時期については、やはり海の日ということで、今年にはできないと思っているのですけれども、各漁協には事務レベルであります、打診しているところであります。1年に1回海岸清掃を行っていただければと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 僕が清掃活動しているところで、僕も漁業者でもありますので、急で申し訳ございませんでした。ご答弁の内容で承知いたしました。ただ、やはり現状、不法投棄されているゴミに関しては、ボランティアの方を募り清掃活動に手を貸していただく、ただこれは繰り返しになってしまいますけれども、捨てられたものに関して拾うという活動です。拾いまくればゼロになるのですが、やはり抑止という部分では、これは僕もお願いという形になってしまうのかもしれないのですが、やはり行政の施策かと思うのです。すみませんちょっと話戻りますが、先ほど不法投棄について罰則があるということでしたが、今まで把握されている中で結構なのですけれども、町内で

事業者でも個人でも、不法投棄されたゴミを特定して個人の方に注意とか喚起とか、何かしたことは前例や事例はありますか。

○議長（波岡玄智君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 質問にお答えします。令和3年度の実績で言いますと、町で押さえている不法投棄の件数は6件です。その中で、名前がわかるものもありました。こちらから不法投棄していませんよねという連絡はさせていただいています。当然、実績から言いますと、本人認めません。そういう事例はあります。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 去年で6件、捨てた人を特定できたということですね。承知しました。残念というか、不法投棄が犯罪で罰則もあるので、注意をされた。例えになるかあれですけれども、道路の交通法だとわかりやすい部分で言えば、速度、一般だと60キロですか。交通ルールの中では、制限速度があると思うのですが、やはりそれに違反をすると警察ですよ。道路交通法上から処罰がくると思うのですが、この処分に関しては、前例で言うと行政から指導されたということですが、この処分に関しては、行政でされるものなのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） 質問にお答えします。先ほどの答弁で6件と言ったのは、不法投棄で町が対応した件数ですので、氏名がわかったのはそのうち2件です。処罰に関しては、当然、警察と連携をとりながら、警察の方で対応することと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 渡部議員。

○10番（渡部貴士君） 道路交通法に関して言うと、罰金、罰則が重なると免許証が取り消しとかそういう処分もあると思うので、そこに関してはドライバーが気を付けているものだと思います。やはり、不法投棄に関しても犯罪ということをもっと強く発信して、処罰されるものだよと言うところを、これは行政だけではなくて警察も含めての活動になるのかもしれませんが、注意の喚起に関して、より強く発信していただきたいと思います。

あと、先ほど商工観光課の課長に急に答弁を求めた形なのですが、あり方としての提案ですが、私たち事業者も何人かでゴミ拾いをして、そこにお客様も参加してくれる方がいるのです。清掃活動を一緒にしてくれるという方です。雪解けの時期に、早

朝というか、一緒にゴミ拾いをしているのですが、参加されるお客様は週替わりの方もいますし、清掃を毎週一緒にやってくれる方もいます。僕らは案内をやっていきますので、道端のゴミを拾いながら、芽吹いてくる植物の説明、渡ってくる山鳥のガイディング、ボランティアの清掃活動をしながらか、提供するというこもできるのかなと。ゴミ拾いがただのボランティアで事業者として終わらせるのではなく、ガイディングの事業としてやれるのかなという新しい事業としてもできるのかなと。そこはちょっと模索中でちょっと調べていたり、あとSNSを使って発信していたのですけれども、世界に発信できるものですから、これ外国の方では、ジョギングとゴミ拾いを一緒にして、プロギングという活動があるらしいのです。ただこれも理想としてはゴミがないのが理想なのですけれども、楽しくゴミを拾うと言うと、楽しくさせてやろうという人が増えないで欲しいのですが、浜中町は去年ウオーキングのコースにも認定されていますよね。試走をされた団体の方からコースを走り終えるよりも、清掃活動をしながらかだったので、全部走れなかったという感想をいただいたこもあるそうです。ちょっと寄り道した内容になりましたが、清掃活動ということだけだとボランティアの方の思も、ちょっと参加しにくいのかなと。であれば、足元の豊かさに気付いてもらえるようなガイド付という形でプロギング、散歩しながらゴミを拾うという活動も提案させていただきたいと思うのですけれども、観光課の課長として何かご答弁ありましたらお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 今、議員から単なるガイドだけでなく、そういった地域のゴミ拾も共にガイドの方と歩いて、ゴミを拾うという行動自体は決してありがたいこではないというか、望ましい形ではないのですけれども、ただそういったこで新たな発見をしてもらおうというのは、観光客にとってもどういった意識で観光客の方が来ていただくかにもよるのですけれども、新たな取り組みとしては、大変すばらしい活動なのかなと思います。ただ、私たち行政としてそこに期待するというこにも当然ならないですから、まず観光課サイドとしてはゴミのないまちづくり、今、残念ながらゴミがこれだけ多い中で、非常に景観上も決して自慢できる景観にはなっていないのですけれども、ぜひ私たちも観光という視点で、決してこのゴミ問題というのは無視できない問題だと思っています。さまざまな観光客が来る中でゴミとどう向き合うかというのを一つ観光にも取り入れながら、ご提案できるようなこができればいいですし、また地域のガイドの方にもさまざまな場面でご協力していただく場面がもしかしたらあるか

もしれません。そのときは、積極的にそういう話もちちらのほうから働きかけていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○10番（渡部貴士君） ありがとうございます。終わります。

○議長（波岡玄智君） これで一般質問を終わります。

◎日程第9 議案第38号 浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第38号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第38号「浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の改正は、国の財政支援が継続実施されることに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号被保険者に係る介護保険料の減免の関係規定を整備するものであります。

改正の内容は、保険料の減免対象となる納期限を令和4年3月31日から令和5年3月31日に変更するものであります。

この条例の施行期日は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項の規定は令和4年4月1日から適用することとしております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第38号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第38号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第39号 浜中町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第10 議案第39号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第39号「浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い賦課限度額などの改正と前年所得の確定に基づく保険税率等の改正を行うものであります。

保険税の見直しにつきましては、北海道に納める「国民健康保険事業費納付金」に充てる財源として、北海道から示された「標準保険税率」を基に、前年所得と決算見込みを考慮した上で、税率等の改正を行うものであります。

地方税法施行令等の一部改正に伴う改正では、基礎課税額の課税限度額について、「63万円」を「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額「19万円」を「20万円」に引上げる改正であります。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的とし、新たに未就学児に係る被保険者均等割額を5割軽減する規定を追加するものであります。

次に、前年所得の確定と決算見込みなどに基づく改正では、前年所得の大幅な減少などにより所得割の引上げが必要となり、決算剰余金を財源に充て、併せて国民健康保険財政調整基金を活用し、激変緩和措置を講じ、加入者の急激な負担の上昇を抑制したうえで、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の改正を行うもので、併せて世帯別平等割額の改正と保険税軽減の7割、5割、2割の金額についても改正を

行います。

この改正条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するとしております。

なお、この度の条例改正につきましては、去る5月23日開催の令和4年第2回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付で答申をいただいているところです。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細については、保険課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 保険課長。

○保険課長（渡部直人君） （議案第39号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第39号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 今回の国保税については、3月定例議会のおりに主な改正点はどこか聞いた中で、限度額引き上げとか、軽減額の改正がありますよということ聞いたのですが、今回地方税法施行令の一部改正に伴うことで、子育て世代への経済的負担の軽減を目的として、新たに未就学児にかかる被保険者の均等割、これを半分にするというものが出てきたのですね。それで、聞いておきたいのは、新たに未就学児童に係る被保険者均等割を設けた、地方税法の一部改正の背景がどういう背景からこういうものが新たに出てきたのか。単に子育て支援というのはわかる。わかるけどその前段として、地方税法改正の審議会とかあるのだろうけれども、どういう質疑がされて、これを制度化しようというふうになったのか。聞いておきたいと思っております。

それと、資料の21ページの中に被保険者均等割額があります。令和4年度と令和3年度の比較がありますが、ここで被保険者均等割額、一般が合計で令和4年度4万6500円、令和3年度分4万6500円と同じなのです。私思うに未就学児が一般の方に入っていたとすれば、令和4年度の一般の額が減るのではないかと、金額的に。未就学児が1万8700円ですよね。その1万8700円分が一般の方から4万6500円は1人当たりですから、これ減っていくのかなと。たまたま令和3年度は未就学児の部分は無かったわけですがけれども、あつたと仮定して、3万7400円という数字を出したのですよね。未就学児の。それで差額として1万8700円減りますよという数字が出たのだと思うのだけれども、その辺の経緯を。単純にこのままでいいのだと言ったら、それでいいのだけれども、何かこの辺がスッキリしないので、お聞きしておきたいなと

思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 保険課長。

○保険課長（渡部直人君） まず、この度導入されました未就学児の軽減の関係ですけれども、これにつきましては、昨年全世代型の社会制度に構築するための健康保険法の一部改正をする法律がありまして、これが施行されました。これの中身といたしましては、地方税法の改正もこの中に包括されているのですけれども、全世代型社会保障改革の中で出てきた分です。基本となる部分は、現役世代の給付が少なく、給付を高齢者中心、負担は現役世代を中心というこれまでの社会構造を見直して、すべての世代で広く安心して支える、全世代型の社会保障制度を構築するということで、その中で子ども子育ての支援拡充というのが出てきました。それで、今回の子どもに係る国民健康保険税、保険料もそうなのですけれども、均等割の減額措置というのが出てきます。その他に全世代の給付の見直しの中で、例えば後期高齢者医療は10月から一部所得のある方について、2割負担というのが出てきています。こういったものも含めて総体の中で法律が昨年通って、交付されて施行が4月1日となりますので、限度額のときの税率改正、地方税法の改正は3月末ですけれども、それとは別に昨年度、既にこの法律の中で、施行されている部分で、その前にもやはり既に町村によって子ども子育て支援ということで独自に均等割り等を減額している町村があったみたいです。そういった部分で地方からの声とかも踏まえて、最終的に全世代対応型の社会保障制度の見直しの中で決定しまして、今回、国保税条例についても改正させてもらうという形になっております。ちなみに、今回の分で令和4年度今現在ですけれども、これから生まれる子もいますけれども、61世帯、89人の方が軽減対象となります。この分の財源措置については、国が2分の1、道が4分の1、町村は4分の1なのですけれども、一般会計に軽減交付金として入りますので、当初予算は科目だけ設定していますが、中に包括されていて見えないのですけれども、繰入の予算の措置はさせてもらっていますので、この辺は確定しましたらまた繰入の方の関係の予算は整理させてもらう形になります。一般会計の方に補助金として入って、それを繰入金として国保会計で受ける。この分の減額なっている分については、予算措置は賦課できませんので軽減されていますので、その分については国保会計では影響がないというふうになっております。それと先ほどの対比の中のお話ですが、わかりやすい形でちょっと入れさせてもらっています。実際に、去年はたまたま同じ数字だったので書かせてもらいましたが、議員おっしゃるとおり、均等割額が

変われば、この効果もちょっと変わってくるので、たまたま単純に今回は半分という形に見えますけれども、今まで、医療費分で言えば2万8300円だったのが、今年も同じ額だったので、たまたま1万4150円ということで半分ということになります。後期高齢者支援金分については、9100円が4550円という形になりますので、半分ということになります。この部分については、当然未就学児なので、均等割については、当然介護納付金分は入りませんので、それで今回この部分はないということになります。介護納付金分はあくまでも40歳から64歳の方のみが賦課になりますので、入っていません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 大体わかりました。また別な部分で聞きたいのですけれども、先ほど減税財源の話をして、国保財政調整基金から2100万円ほど取り崩して、減税財源に充てたという説明がされたと思うのですが、それで正しいでしょうか。それだけ確認しておきます。

○議長（波岡玄智君） 保険課長。

○保険課長（渡部直人君） 減税財源の部分ですけれども、補足の中でお話した部分になってくるのですけれども、当初予算額でといいますと3億6412万2000円ということで、資料の21ページでいうと、③の計欄になります。この額を求めるのに、今回、前年度同率の保険税率でいくと3億2145万6000円ということで4260万円ぐらい、要は同じ税率の場合は足りないという状態になります。これの原因は何かと言うと、所得が大幅に落ちています。それが見てわかるのが、軽減世帯が増えている状態、それと限度額を上げていますけれども、限度額世帯も減っています。総体的に。ということは、全体の所得が下がっている状態ですので、金額は出ているのですけれども、一応4年度で、課税所得のある世帯が794世帯なのですけれども、3年度は832世帯ということで、38世帯減っているのです。そういう状態になっています。金額で言うとこの方々の金額が6億2865万円課税した額が出ますので、その分の率が14.4%という形になります。この分が結局、落ちているものですから、その分を主に課税所得が中間層になりますので、結局所得割でこの分を、負担していただくということで、均等割、所得割の部分でいうとそれぞれ医療給付分で0.74、後期高齢者分で0.50、介護納付分で0.48ということで、これかなり率的にはアップしています。それでも結果、この率でやっても今回示しているとおりの、3億3853万8000円の額に

しかなりません。これは21ページの②の計欄です。今回の見込み額になりますけれども、実質、4200万円は差額ですので、1700万円所得が減っているのに対して、1700万円増税というか負担をしてもらっています。特に所得が減っている人、先ほど話をした200万円から600万円の層に負担してもらおうというのが主な目的になりますので、所得割のアップがこのような大幅なアップになっております。結果として残りの2550万円ですけれども、450万円が4月末黒字になっていますのでこの分そのまま財源として、減税財源に充てました。残り2100万円については、基金で、議員おっしゃるとおり、1億6001万9000円基金にありますので、この分を活用いたしまして、財源措置しました。ただ5月分の収納分だと国庫返還金とかありますので、調定の増減もありますので、それを精査した上でやらせてもらいますので、いずれ受給者の急激な税負担に配慮しながら、今回は改正させてもらったということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 聞いていても、数字の羅列なのでわからないのだけれども、4260万円が所得で不足している部分に対する減税財源として基金も使って落としたよという理解でいいのですね。わかりました。終わります。

○議長（波岡玄智君） いいのですか。わかりましたということでもいいです。答弁結構です。他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第39号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 4 0 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議
について

◎日程第 1 2 議案第 4 1 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する
協議について

◎日程第 1 3 議案第 4 2 号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変
更に関する協議について

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 1 議案第 4 0 号ないし日程第 1 3 議案第 4 2 号を
一括議題とします。

この際暫時休憩します。

（休憩 午後 3 時 1 6 分）

（再開 午後 3 時 4 5 分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 1 議案第 4 0 号ないし、日程第 1 3 議案第 4 2 号について提案理由の説
明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 4 0 号「北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協
議について」、議案第 4 1 号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議
について」並びに議案第 4 2 号「北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
に関する協議について」は関連がございますので一括して提案の理由をご説明申し上げま
す。

「北海道市町村総合事務組合」、「北海道市町村職員退職手当組合」並びに「北海道
市町村議会議員公務災害補償等組合」は、道内の市町村及び一部事務組合等を構成団体と
する一部事務組合であります。上川中部福祉事務組合の加入に伴い、規約別表の変更
が生じたものであります。

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項では、これを組織する一部事務組合の規約を変更しよう
とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとされており、同法第 2 9
0 条では、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、
議会の議決をいただきたくご提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第40号の質疑を行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第41号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第42号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第40号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第43号 釧路公立大学事務組合の共同処理する事務及び規約
の変更に関する協議について

○議長(波岡玄智君) 日程第14 議案第43号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第43号「釧路公立大学事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に関する協議について」提案の理由をご説明申し上げます。

「釧路公立大学事務組合」は、釧路管内の市町村をもって組織する一部事務組合であり、この度、令和5年4月の公立大学法人への移行に向け、共同処理する事務及び規約の変更を必要とするものであります。

地方自治法第286条第1項では、これを組織する一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとされており、同法第290条では、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならぬとされていることから、議会の議決をいただきたくご提案した次第であります。

以上、提案理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第43号の質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第43号の討論ございます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第44号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎日程第16 議案第45号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長(波岡玄智君) 日程第15 議案第44号及び日程第16 議案第45号を一括議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第44号、議案第45号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないこととなっております。

今回は、茶内地区辺地、熊牛地区辺地の整備計画について総務大臣に提出することになりますが、この計画を提出するにあたり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

整備計画の概要を申し上げますと、茶内地区辺地は、除雪専用車整備事業、円朱別橋補修工事事業、昭耕橋補修工事事業、境橋補修工事事業となっており、熊牛地区辺地は、

浜中姉別地区一般農道整備事業、狭霧橋補修工事事業となっております。

また、計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5カ年となっております。

なお、令和4年5月26日付け地政第235号をもって、北海道知事との協議も整っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第44号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第45号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第44号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第46号 工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第17 議案第46号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第46号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、浜中町立散布小中学校のトイレを改修しようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

この改修工事にあたり、去る5月25日、町内業者2社、町外業者3社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、赤石建設株式会社が7348万円で落札いたしました。

なお、工期は令和4年10月12日までとしております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第46号の質疑を行います。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 散布小中学校に3年ほど在籍していたことがあるので、トイレが1階から3階まで男女のトイレがあつて、鉄筋コンクリートの建物なので、相当大きな工事なのかなと、金額を見てそんなふうにしたのですけれども、どういうことから、改修等の工事に及んだかという説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 散布小中学校は、校舎につきましては昭和61年、体育館につきましては昭和62年の建設でございます。近年の保守点検におきまして、浄化槽の曝気槽内の散気管の亀裂が起きまして、エア一漏れとか、ろ材の浮上も見られるということで、非常に浄化槽自体が老朽化しているということでもあります。また、トイレ自体も和式のトイレが多いものですから、近年の状況考えて、洋式化を図りたいというこ

とで、この度工事をお願いすることとなっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第46号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第47号 工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議案第47号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第47号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として、霧多布団地にある、平成2年度建設プレキャストコンクリート造2階建1棟12戸、延床面積866.82㎡の公営住宅を改修しようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

この改修工事にあたり、去る5月25日、町内業者2社、町外業者3社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、赤石建設株式会社が2億2330万円で落札いたしました。

なお、工期は令和5年1月31日までとしております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第47号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第47号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第47号 工事請負契約の締結について

○議長（波岡玄智君） 日程第19 議案第48号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第48号「工事請負契約の締結について」提案の理由をご説明いたします。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業として、茶内団地に木造2階建、1棟8戸、延床面積722.01㎡の公営住宅を建設しようとするもので、第1回浜中町議会定例会で予算議決をいただいております。

この建設工事にあたり、去る5月25日、町内業者2社、町外業者3社、計5社による指名競争入札を実施いたしました。

入札の結果、丸重種市建設有限会社が2億3705万円で落札いたしました。

なお、工期は令和5年3月20日までとしております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第48号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第48号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第49号 財産の取得について

○議長（波岡玄智君） 日程第20 議案第49号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第49号「財産の取得について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、ふれあい交流・保養センター霧多布温泉「ゆうゆ」で使用する、キャッシュレスシステム一式を購入しようとするもので、第1回浜中町議会定例会及び第2回浜中町議会臨時会で予算議決をいただいております。

この購入にあたり、5月25日、町外業者1社による見積り合せを実施いたしました。

見積り合せの結果、株式会社クワンより1760万円で購入する事に決定いたしました。

なお、納入期限につきましては、令和4年9月30日までとしております。

ここに「議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第49号の質疑を行います。

11番中山議員。

○11番（中山眞一君） 財産の取得ということですが、見積り合わせによる随意契約だということですが、1社のみだということのようではすけれども、この経過、どうして入札とか、何社かによることでなく1社でやるようなことになったのか、その経緯につきましてお知らせいただきたいと思います。キャッシュレスシステムの一式ということで、3月定例会で1610万円ですか。5月補正で304万円ということでもって、施設用備品購入費になっていますけれども、いずれにしても、随分高いものだなという感じがしております。民間では到底考えられない購入金額だなという気がしておりますけれども、その辺の経過につきまして教えていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それでは、議案第49号の財産の取得キャッシュレスシステムについてのご質問にお答えいたします。このキャッシュレスシステムにつきましては、通常の大規模の温浴システムで使ういわゆるそのキャッシュシステムと違って、中規模の温浴システム向けの機械ということで、なかなかのこの機械自体の取り扱いしているところが、全国的に少ないということで、道内で調べたところ昨年度3月議会の中でも特殊な機械ということで、レストランのいわゆるメニューの連動システムということで、これは実は特許を取っているシステムでありまして、この特許を取ったのが、実は昨年特許庁長官の指定を受けたのが昨年の12月14日ということで、取り扱

いている業者が1社しかないということで、そのシステムを製造するのは別会社であるのですけれども、それも指定販売店がこの株式会社クワンしかないということがわかりまして、他の業者の中ではこの機械をそもそも取り扱っているところは全くなかったということで、最終的にこの1社になったという経過でございます。この機器の内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、中規模向けの入浴システムで内容を申し上げますと、大浴場への入退ゲート、それからレストラン用の券売機、あとオーダーリングのディスプレイ、フロント売店端末、そういったものが全て連動する機械が特許を取っているシステムということになっております。またクワンにつきましては、この機器のシステムに細部まで熟知していることと、またネットワークシステム機器と連携している他の機器についても一切の影響を与えることなく必要な作業を行うことができること、またネットワーク機器に障害などが発生した場合には、障害が発生する場所を特定し、迅速かつ確実に対応することができること、最後に障害後の稼働責任について、保証できることが必要であり、今後機器を継続利用する上でも、この企業以外には対応することができないということもありまして、地方自治法上の特命の随契ということで契約に至ったというところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○11番（中山真一君） キャッシュレス化につきましては、今コンビニでも、スーパーでも、交通系でもどんどんどんどんキャッシュレス化が進んでいる中で、こういうことを取り扱う会社がこの1社しかないということがちょっと理解できないのですけれども、やはりこういうものしかなかったのか、もっと全国的に考えられなかったのか、ちょっとその辺、不安に思うところでもございます。それでゆうゆの入浴料につきましては、30年ころですか2000万円くらいで、今どのくらいあるのかわかりませんが、それに物販、食堂入れても総売上は年間どのくらいなのですかね。その中で、キャッシュレス化、キャッシュレスは全額ではないと思うのですけれども、1760万円の機械を買わざるを得なかったのか、ちょっとその辺につきまして、不安に思うところでもございます。一般企業だったらとてもじゃないけどこういうものやらないのかなと気はしますけれども、この財源につきましても、コロナの金でもってこれ1300万円ですか、それを使えたからできたのかなと思いますけれども、その辺のゆうゆの状況と他に本当にこれしかなかったのか、その辺もう1回ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） ゆうゆの今決算状況が手元にございませんで、その内容についてお答えできませんけれども、このキャッシュレスの導入に至った経過というのは、やはり今議員の方からあったとおり、時代の流れで今ほとんど現金を持たずにキャッシュレスで会計をするというのがどこの業界でも、主流になってきているということで、早くから指定管理者さんの方から、ぜひゆうゆの方も先行投資になるけれども、キャッシュレス化をお願いしたいということで、最終的には町のほうでこのシステム導入に至ったということでもあります。当然昨年始まったルパンP a yもこの中に組み込まれているということもありまして、やはり時代はもうキャッシュレスになってくると思います。ゆうゆの利用者も、今コロナ禍でなかなか利用者が増加傾向にならない中で、観光客、それから町内の人もキャッシュレス化が大分進んできているなということもありまして、やはり議員おっしゃるとおり、多額の投資にはなるかもしれないのですけれども、最終的には全ての会計をキャッシュレスですることによって利便性を図っていきたい。それから併せて、先ほど申し上げましたとおり、ルパンP a yの利用も上げていくことによって町内の消費喚起を促していくと。さまざまな観点からこのシステム導入については、町としても積極的に導入させていただきたいということで決定したものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 簡単なことでちょっと聞きたいのですけれども、特命随契をする場合、見積もり合わせなのですが、予算に対して対比するというか予定価格をつくりますよね。それで、随意契約で見積もり合わせをした場合にその予定価格以内であったのかどうか、例えば予定価格を超えていても随意契約できますよね。そういうことがありますので、どちらを選択されて、予定価格の範囲内であったのかどうか。その辺をお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。今回の見積もり合わせということだったので、当然予定価格設定をしております。今回については予定価格の範囲内ということで落札しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） よろしいですか。

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) これで質疑を終わります。

これから議案第49号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第50号 令和4年度浜中町一般会計補正予算(第2号)に
ついて

○議長(波岡玄智君) 日程第21 議案第50号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第50号「令和4年度浜中町一般会計補正予算(第2号)」
につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は歳出で、新型コロナウイルス感染症対策の関連経費や、当初予算で追加予定事業としておりました橋梁長寿命化工事に係る関連経費などのほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は1億1809万円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として国庫支出金7201万6000円、町債2400万円などを充てたほか、不足する財源については繰越金1942万1000円を充てさせていただいております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、80億8293万3000円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○町長（松本博君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） （議案第50号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 議案第50号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

お諮りします。

議事進行の都合上本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 4時31分）